

## 第 3 分 科 会 (No. 3)

1 日 時 令和 6 年 9 月 2 0 日 (金)  
午前 1 0 時 0 0 分 開会  
午後 0 時 0 0 分 休憩  
午後 0 時 5 9 分 再開  
午後 2 時 5 3 分 閉会

2 場 所 第 2 委員会室

### 3 出席委員 (16人)

主 査	出口 成 信	副 主 査	泉 日出夫
委 員	田 仲 常 郎	委 員	井 上 秀 作
委 員	渡 辺 均	委 員	西 田 一
委 員	松 岡 裕 一 郎	委 員	富 士 川 厚 子
委 員	木 畑 広 宣	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	河 田 圭 一 郎
委 員	浜 口 恒 博	委 員	山 内 涼 成
委 員	松 尾 和 也	委 員	三 原 朝 利
(委 員 長)	藤 沢 加 代	副 委 員 長	吉 村 太 志)

### 4 欠席委員 (1人)

委 員 中 島 慎 一

### 5 出席説明員

技術監理局長	尊 田 利 文	技 術 部 長	井 上 和 広
技術企画課長	磯 部 伊 佐 子	検 査 課 長	古 賀 勝 敏
技術管理課長	荒 川 勉	契 約 部 長	藤 原 孝 行
契約制度課長	橋 本 昭 宏	都 市 戦 略 局 長	上 村 周 二
総務政策部長	吉 峯 禎 利	住 ま い 支 援 室 長	城 戸 康 輔
計 画 部 長	南 孝 昌	都 市 計 画 課 長	中 原 康 裕
都市交通政策課長	進 藤 健 治	開 発 指 導 課 長	二 見 昌 太 郎
指 導 部 長	山 内 清 次	建 築 審 査 課 長	矢 野 克 馬
都市再生推進部長	小 野 勝 也	都 市 再 生 推 進 担 当 部 長	政 德 克 志

都市再生企画課長	正野 睦 朗	都市再生担当課長	鎌田 靖 雄
緑政課長	高尾 精 一	事業推進課長	一瀬 修 志
空き家活用推進課長	秋山 英 雄	交通局長	白石 基
交通局次長	河端 隆 一	総務経営課長	肥塚 秀 夫
経営改善推進担当課長	實藤 一	営業推進課長	原田 吉 弘

外 関係職員

## 6 事務局職員

議事課長 木村 貴 治      書記 岩瀬 美 咲

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第89号 令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第95号 令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
3	議案第99号 令和5年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	
4	議案第100号 令和5年度北九州市駐車場特別会計決算について	
5	議案第112号 令和5年度北九州市交通事業会計決算について	
6	市長質疑項目について	市長質疑項目の締切りは9月26日午後4時までとし、審査終了が午後3時以降となった場合は、審査終了の1時間後までとすることを確認した。

## 8 会議の経過

○主査（出口成信君） それでは、開会します。

本日は、技術監理局、都市戦略局及び交通局関係議案の審査を行います。

議案第89号のうち所管分、95号、99号のうち所管分、100号及び112号の以上5件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。技術監理局長。

**○技術監理局長** おはようございます。委員の皆様には、日頃から技術監理局の業務に御理解、御支援いただき、誠にありがとうございます。

技術監理局では、公共工事の適正な執行と品質確保、さらには維持管理までの技術部門に係る業務を統括的にサポートしているところでございます。さらに、公平・公正な契約制度の運用を推進してございます。

令和5年度におきましては、公共事業関連部署におけるICT技術の活用等により、建設業の働き方改革や生産性の向上を図るインフラDXをさらに進めるとともに、市民の安全・安心を守る公共事業の担い手確保のため、建設業や建設技術の魅力発信に努めてまいりました。また、契約改革の一環といたしまして電子契約を導入するなど、地域のDXに資する取組を進めてまいりました。

タブレットの決算特別委員会資料を御覧ください。

今回御審議いただく技術監理局所管の令和5年度決算は、歳入額1億2,283万円、歳出額1億6,318万円でございます。詳細は技術部長より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 技術部長。

**○技術部長** 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち技術監理局所管分について、タブレットの令和5年度歳入歳出決算事項別明細書により説明いたします。なお、金額は万円単位、歳入につきましては節ごとに、歳出につきましては目ごとに説明させていただきます。

まず、歳入について説明いたします。

タブレットは17ページをお願いいたします。

歳入につきましては、右から4列目の収入済額について説明させていただきます。下から2段目、17款2項1目総務手数料の1節総務管理手数料2,167万円のうち、所管分は1,891万円で、主な内容は、建設材料試験場における試験手数料の収入でございます。

次に、タブレット、34ページをお願いいたします。

下から4段目、24款6項4目雑入のうち、3節総務管理費雑入2億3,679万円のうち、所管分は9,592万円で、主な内容は、工事検査事務、積算システム運用業務及び契約事務についての上下水道局などからの負担金でございます。

次に、タブレット、36ページをお願いいたします。

下から7段目、25款1項1目総務債の1節総務管理債2億7,300万円のうち、所管分は800万

円で、建設材料試験場外壁改修等のために発行した市債でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

タブレット、40ページをお願いいたします。

歳出につきましては、右から6列目の支出済額について説明させていただきます。上から4段目、2款2項1目一般管理費9億20万円のうち、所管分は1億6,318万円でございます。主な内容は、インフラDXの推進経費が1,102万円、積算システム等技術管理関連経費が8,372万円、建設材料試験場管理運営関連経費が1,248万円、建設材料試験場外壁改修経費が1,653万円、公共工事の安全対策強化及び建設業の魅力発信経費が247万円、登録業者の実態調査等経費が600万円、電子入札・契約管理システム改修等経費が1,832万円などでございます。

以上が技術監理局の令和5年度決算内容でございます。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 都市戦略局長。

**○都市戦略局長** 都市戦略局でございます。委員の皆様方には、日頃から本市のまちづくりにつきまして多大なる御支援、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日御審議いただきます都市戦略局の所管の議案につきましては、令和5年度決算議案の4件でございます。

都市戦略局といたしましては、令和5年度、魅力ある都市空間の創出に向けた様々な取組を行ってきたところでございます。このような取組を通しまして、今週発表されました地価調査の結果では、北九州市の住宅、商業地ともに上昇し、上昇率も拡大し、北九州市の魅力が高まっていると感じているところでございます。また、市民の生活交通を確保するために、新たなおでかけ交通を開始するなど、市民が安心して暮らせる取組も実施しているところでございます。今後も長期的視点に立ったまちづくりの推進を図るため、戦略的な企画、計画づくりを進めることにより、北九州市基本構想に掲げる目指す都市像の実現につながるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、議案の内容につきましては、引き続き総務政策部長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 総務政策部長。

**○総務政策部長** 着座にて説明をさせていただきます。

それでは、都市戦略局所管分の令和5年度決算議案4件につきまして、主な歳入歳出決算を令和5年度歳入歳出決算事項別明細書により御説明いたします。なお、金額の説明は万円単位とさせていただきます。

初めに、議案第89号、令和5年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分でございます。21ページをお願いいたします。

主な歳入決算です。中段やや下の18款2項8目土木費国庫補助金の収入済額70億4,442万円の

うち、所管分は4億1,998万円で、これはB I Z I A小倉ですけれども、魚町三丁目5番地区優良建築物等整備事業や地域公共交通おでかけ支援事業などに係る国庫補助金でございます。

10目建築行政費国庫補助金の収入済額13億4,646万円のうち、所管分は2億1,221万円で、住むなら北九州定住・移住推進事業や老朽空き家等除却促進事業などに係る国庫補助金でございます。

34ページをお願いいたします。

下段の24款6項4目雑入の収入済額80億8,829万円のうち、所管分は3億3,703万円で、令和4年度末で廃止をいたしました学術研究都市土地区画整理特別会計に係る剰余金収入などです。

以上、御説明しました歳入のほか、事業の財源に充てられる市債などを含めた都市戦略局所管分の一般会計の収入済額は21億8,917万円となっております。

45ページをお願いいたします。

続きまして、主な歳出決算です。下段の2款3項1目企画振興総務費の支出済額29億6,863万円のうち、所管分は8,924万円で、北九州市わくわく地方生活実現支援事業や定住・移住促進事業などに要した経費でございます。

続いて、82ページをお願いいたします。

中段の8款3項1目観光費の支出済額19億6,081万円のうち、所管分は651万円で、高付加価値ホテル誘致事前調査事業や若松北海岸アップグレード事業に要した経費でございます。

87ページをお願いいたします。

一番下の9款5項1目都市計画総務費の支出済額12億90万円は、地域の生活交通を確保するおでかけ交通支援事業や門司港地域複合公共施設整備事業などに要した経費でございます。また、繰越明許費は2億8,800万円となっております。

89ページをお願いいたします。

下段の9款5項4目公園管理費の支出済額27億1,898万円のうち、所管分は9億784万円で、公園施設の指定管理などに要した経費でございます。

91ページをお願いいたします。

中段やや下の9款5項7目再開発事業費の支出済額は3億8,362万円で、魚町三丁目5番地区優良建築物等整備事業などに要した経費でございます。また、繰越明許費は1億7,000万円となっております。

95ページをお願いいたします。

上段の11款2項1目建築総務費の支出済額3億7,066万円のうち、所管分は2億3,348万円で、住むなら北九州定住・移住推進事業や老朽空き家等除却促進事業などに要した経費でございます。

以上、御説明しました歳出を含めた都市戦略局所管分の一般会計の支出済額は49億7,247万円、繰越明許費は5億1,274万円となっております。

続きまして、局所管分の特別会計について御説明いたします。

146ページをお願いいたします。

初めに、議案第95号、令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計につきまして御説明いたします。

この特別会計は、換地処分を終えた市施行の土地区画整理事業の清算事務を行うために設置しているものです。一番下の歳入合計の収入済額は137万円で、清算徴収金と前年度からの繰越金でございます。

147ページをお願いいたします。

一番下の歳出合計の支出済額は5,000円で、土地区画整理事業の清算事務に要した経費でございます。

165ページをお願いいたします。

続きまして、議案第99号、令和5年度北九州市土地取得特別会計決算について御説明いたします。

この特別会計は、土地の先行取得を行うために設置しているものでございます。

一番下の歳入合計の収入済額25億1,798万円のうち、所管分は5億6,854万円で、土地の先行取得の財源に充てられる市債などがございます。

166ページをお願いいたします。

一番下の歳出合計の支出済額25億1,675万円のうち、所管分は5億6,785万円で、門司港地域複合公共施設整備事業に係る土地の先行取得に要した経費でございます。また、繰越明許費8億4,802万円のうち、所管分は6億4,069万円となっております。

168ページをお願いいたします。

次に、議案第100号、令和5年度北九州市駐車場特別会計決算について御説明いたします。

この特別会計は、市内4か所の市営駐車場の維持管理などを行うために設置しているものでございます。

一番下の歳入合計の収入済額は7億9,481万円で、駐車場の使用料収入や前年度からの繰越金などがございます。

169ページをお願いいたします。

一番下の歳出合計の支出済額は2億4,431万円で、駐車場の維持管理などに要した経費でございます。また、繰越明許費は368万円となっております。

以上で都市戦略局所管分の令和5年度決算議案4件の説明を終わります。

最後に、指定管理者の評価結果につきまして御説明いたします。

資料の指定管理者の評価結果令和6年度と書いてあります資料の5ページをお願いいたします。

都市戦略局所管分の施設のうち、次回選定に向けた評価を行った施設は、通し番号38番から4

5番の8施設で、A評価が1件、B評価が4件、C評価が3件となっております。

6ページでございます。

次に、中間評価を行った施設は2施設で、通し番号の58番がC評価、続いて7ページになりますけども、65番がB評価となっております。

以上で都市戦略局所管分の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 交通局長。

**○交通局長** 交通局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様には、日頃から私ども交通事業に対しまして御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日御審議いただく令和5年度決算は、一般会計からの補助金繰入れなどによりまして黒字となりました。しかしながら、8割を超える赤字系統の維持に加え、深刻な運転者不足やコロナの影響による収入減など、直面している困難な課題は解消されておらず、依然として厳しい経営状況が続いております。本年度も厳しい状況が続くものと思われませんが、私ども交通局としましては、市営バス事業存続のため、局を挙げて経営改善の推進にしっかりと取り組んでまいります。引き続きの御支援をよろしくをお願いいたします。

それでは、決算の詳細につきまして局次長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 交通局次長。

**○交通局次長** 着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第112号、令和5年度北九州市交通事業会計決算につきまして、お手元の北九州市交通事業会計決算書に基づき説明いたします。

タブレットの6ページをお願いいたします。

説明は、消費税込みの金額で、万円単位とさせていただきます。

まず、(1)の収益的収入及び支出です。これは企業の経営活動から生じる収益と費用です。

収入の第1款自動車運送事業収益は、予算額の合計20億553万円に対し、決算額は20億6,273万円です。このうち、2行目の第1項営業収益は、乗合収入や貸切り収入など主たる営業活動から生じる収益で、予算額15億332万円に対し、決算額は15億5,154万円です。これは国の公示運賃見直しを踏まえた貸切り運賃の改定など、貸切り収入や受託収入が予算額を上回ったことなどによるものです。

3行目の第2項営業外収益は一般会計からの繰入金などで、予算額5億218万円に対し、決算額は5億1,118万円です。

次に、下の欄の支出です。第1款自動車運送事業費は、予算額の合計20億941万円に対し、決算額は19億964万円です。このうち、2行目の第1項営業費用は、職員給与費や燃料費など主た

る営業活動に要する費用で、予算額19億1,235万円に対し、決算額は18億1,459万円です。これは職員給与費などが予算額を下回ったことによるものです。

3行目の第2項営業外費用は、消費税や企業債の支払い利息などで、予算額9,504万円に対し、決算額は9,504万円です。この結果、記載はありませんが、収支差引きは1億5,308万円の黒字となっております。

タブレットの8ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出です。これは固定資産の増加に係る収入と費用です。

収入の第1款自動車運送事業資本的収入は、予算額の合計1億4,187万円に対し、決算額は1億2,872万円です。収入の決算額の内訳は、2行目の第1項企業債が5,270万円、4行目の第3項県支出金が166万円、6行目の第5項その他資本的収入が7,436万円で、バスの購入や改修、バス停整備の財源として充当しております。

次に、下の欄の支出です。第1款自動車運送事業資本的支出は、予算額の合計2億1,356万円に対し、決算額は2億848万円です。このうち、2行目の第1項建設改良費は、バスの購入や改修、バス停や施設の整備等に要する費用で、予算額1億6,031万円に対し、決算額は1億5,723万円です。

3行目の第2項企業債償還金は、予算額、決算額ともに5,125万円となっております。なお、欄外になりますが、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額7,976万円は、現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金などで補填をしております。その結果、記載はありませんが、単年度資金収支は1億4,978万円の黒字となり、令和5年度末の資金剰余は5億1,029万円に増加しております。

タブレットの10ページ以降に、令和5年度末の経営成績である損益計算書や財政状況である貸借対照表などを掲載しておりますので、御参照ください。

以上で令和5年度北九州市交通事業会計決算の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○主査（出口成信君）** これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。公明党、富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** おはようございます。各局に、1つずつ質問させていただきます。

まず、技術監理局です。先日、道路除草業務の委託契約の入札において、システムデータの予定価格の修正漏れにより、予定価格が過小であることが判明しましたということでメールが来ておりました。昨年度も、このようなミスはあったのか、あれば件数と入札額も併せて教えてください。また、今回は草刈りも終わっていたということで御了承いただいたということなんですけど、入札のこういうミスの発覚のタイミングによって対応が違うかと思いますが、入札のやり直しとか、そういうこともあるのか、教えてください。

都市戦略局については、定住・移住の促進事業をずっと行っていると思います。令和5年度の実績と、また、どのぐらい経費がかかっているのか、あと定住・移住に関して目標とか費用対効果を、教えていただけたらと思います。

交通局は、今経営が大変ということでお伺いしておりますけれども、交通局で広告とかというのは出されているのか、また、広報的なお金をどのぐらい使って、そういう専属の担当者とかがいるのか、分かれば教えてください。以上です。

**○主査（出口成信君）** 技術監理局長。

**○技術監理局長** ただいまの富士川委員から御指摘のありました積算ミスにつきまして、まずは、この場を借りて深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。再発防止に向けて徹底してまいりますので、御指導、御鞭撻をいただければと思います。

答弁につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

**○主査（出口成信君）** 技術管理課長。

**○技術管理課長** 今回の件につきましては、入札に参加した施工業者の皆様、それから市民の皆様、そして北九州市議会の皆様に大変御迷惑、それから御心配をおかけしたこと、誠に申し訳ありませんでした。この場をお借りして、おわび申し上げます。今後は、しっかりと再発防止に取り組んで、二度とこのようなことがないように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、富士川委員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年度につきましては、このようなミスは発生しておりません。以上です。

**○主査（出口成信君）** 契約制度課長。

**○契約制度課長** 富士川委員から、タイミングによってやり直し等どう変わってくるか、御質問いただきました。御説明申し上げます。

今回のように、もし落札者が本来の落札者と違っていることが、入札直後、落札者を決定した直後に判明した場合、すぐ分かれば入札手続を取り消し、初めから入札手続をやり直す。そういう手順を踏むようになっております。今回については、既に契約書を交わして成立しておりますので、落札者の変更等は行っておりません。以上です。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 定住・移住の取組についてお問合せがあった件で、令和5年度の実績でございますけれども、定住・移住の支援金につきましては2種類ございまして、首都圏からの移住の支援金、それと市外から転入して良質な住宅をつくって移住していただく、住むなら北九州定住・移住推進事業の2つございまして、実績としましては、移住支援金につきましては24世帯64名、住むなら北九州につきましては、認定ベースで256世帯704人の移住につながっているところでございます。

目標につきましては、社会動態の改善のためにできるだけ貢献していきたいというところで

ございますけども、令和5年度の社会動態マイナス204人に比べましたら、今の実績で申しますと800人弱の定住につながっているということでございまして、ある程度、一定の効果はあると考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 営業推進課長。

**○営業推進課長** 交通局の広告事業について御説明申し上げます。

令和5年度決算にはなりますが、交通局では、例えば、バスの車内放送であったり、バス停の広告、あとバスの車内の広告、あとはラッピングバスなどのバスの車外広告、あとバナー広告であったり、そういった広告をやっております。

令和5年度決算で約2,400万円の収入があっています。これに関する経費といたしましては420万円程度となっております。この広告の担当なんですけれども、職員1名と、あとは係長1名でやっているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** まず、技術監理局から質問させていただきます。

今回のシステムデータの修正漏れということで、これはやっぱり人的なミスになるのか、そういうシステムがそもそも悪かったのか、教えていただきたいのと、入札前に、そういうチェック体制とかというのはどうなっているのか、教えてください。

**○主査（出口成信君）** 技術管理課長。

**○技術管理課長** 富士川委員から御質問がありましたので、お答えいたします。

まず、今回の修正漏れのミスにつきましては、人的ミスかどうかということなんですけども、基本的には人的ミスに近い案件だと思っております。なぜ、そういうミスが起こったのかということですが、まず委託業者側でチェック漏れというのがございました。同じく、今度は履行確認が終わった後の市側の確認も不十分であったこと。この二重のミスが重なったことが原因であると考えております。

それから、入札前のチェック体制につきましては、今回については各区役所のまちづくり整備課が発注しておりますので、そこでのチェック体制がどうなのかということだと思います。こちらでは、それぞれのチェック体制について把握しておりませんので、お答えできません。以上です。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。昨年度はなかったということもお伺いしました。これで、本当は取れるはずの仕事が取れなかったところは、本当に申し訳ないなと思うし、取れないところが取れたところも、お互い、いい気持ちがない部分があるかなと思いますし。今皆さんもやっぱり大変な中でお仕事されているんで、本当にまちづくり整備課に対しても、しっかりチェック体制を、二重に行っていただけのような体制をつくっていただきたいことを要望させていただきます。

次に、定住・移住に関してですが、私も北九州ライフのホームページ見させていただきました。800人弱の方が昨年度移住してこられたということは、すばらしいなと思うんですけども、これ今、支援も20代と、結構若い世代をターゲットにされているかと思うんですが、この800人というのは20代、30代の方なのかということと、前、八幡東区に2週間ぐらい居住できるおうちがあったと思うんですけど、あれもなくなったのか、教えてください。すみません。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 若者の定住・移住の件でございますけども、基本的に20代、30代の若者、子育て世代を対象に支援をしているということでございます。

あと、東田の移住体験の施設でございますけども、今年度は施設を、これまで東田の施設と合わせて4施設ございましたけども、市内全域で移住を体験できるように、今年からホテルで移住体験できるように宿泊補助を出しているというところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** ということは、あの東田のはなくなったという認識でいいんですかね。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 東田の施設についてはなくなりましたが、市内全域で、ホテルを使って移住体験をしていただけるように改良したところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。ずっと定住・移住というのはされていて、コロナもあって、ちょっと途中なかなか難しい部分もあったかと思えますけど、若い方が北九州市に住んでいただけるのは、本当ありがたいなと思います。

また、今、世の中では高齢になってセカンドハウスとか、仕事しているときは東京とか大阪とか、仕事の関係上で住んでいたけど、リタイアした後にちょっとした田舎に住みたいと移住される方、私も今は50歳前、40代後半ですけど、私の友達も今東京にいるけど、いずれ田舎に住みたいとか、海があるところに住みたいとか、山があるところに住みたいとか、そういう今、働いているときとリタイアした後の生活環境を変えるという方が、結構ずっとそこに住むという感覚がないのかなって思ったときに、若い世代に来ていただいて、ここで働いてもらうこともいいんですけど、また、都内にいる方のセカンドライフの場所として、北九州市が、また、そういう角度の魅力を出していくことも必要なかなと思ひまして、そういうことももしされていたら、すみませんけど、何かあったら。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 移住支援の金銭的支援に関しましては、若者を中心に支援させていただいているところでございますけども、それ以外の年代の方も、別に排除しているわけではございませんので、積極的に移住していただきたいなということでございます。北九州市は、すまいるクラブというものがございまして、そちらに登録していただきますと、いろいろ引っ越しであ

ったりとか、仲介手数料の割引であったりとか、そういう支援を受けられる制度も準備しておりますので、ぜひそちらに御登録いただいて、移住を御検討いただければなと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 北九州ライフのホームページを見て、移住の声とかを見たら20代、30代で若い人の声が多かったりとか、写っている方も子育て世代とかが多いから、あ、自分は違うかなって思っちゃう部分もあるんで、何か普通の20代、30代じゃない方も対象ですよというのが少し分かるシステムが1個あったらいいのかなと思いますして、要望させていただきます。

次が交通局ですね、広告費が2,500万円ぐらいあるということをお伺いしました。今、交通局もXで配信されているんですけど、西鉄がインスタで、福岡とか熊本とか小倉とかでおいしい食べ物とか、旅行をバスでこんなところへ行ったら、こういうお店が、こんなハンバーグがおいしいとか載っていて。何かああいうのを交通局で、若松のおいしいお店とか、小倉も通りますから小倉のおいしいお店とか、戸畑とかもですね。西鉄のインスタも説明のところにハングル語を入れたりもされているんですね。そういう部分で、専門の人が1人いらっしゃるのかなと思いますし、でも市の交通局が、そういう飲食店を出して問題がないのかという部分はちょっと私も分かりかねますけど。そういう魅力を、また、Xではバスのいろんなことを発信されているんですけど、その周りでバスに乗って、あ、ここに行けるんだとかというのがあれば、結構、女性とか家族でも行けるのかなと思ったんですけど。そういう御検討とか、お店を紹介していいのかはそもそもあるんですけども。御検討いただけたらなということをお願いして、終わります。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 公明党、松岡です。よろしく申し上げます。

富士川委員と重なるんですけども、北九州市わくわく地方生活支援事業ということで昨年度は3,200万円ついていて、子育て世代は30万円から100万円に増額されています。今、富士川委員からも様々ありましたけども、反響とか要望、また、募集したかったけれども漏れた方とか、24世帯の64名ですかね、もし成功であれば拡充してもいいんじゃないかなというか、その辺の見解があれば、取組状況と、あと費用対効果、拡充も視野に、どのようにお考えかということをお聞きします。

また、おでかけ交通支援事業として1億9,500万円ついていますが、市内にどのぐらい、何路線走っていて、令和5年度の実績と成果、あとうまくいっているところと、当然うまくいっていないところがあるように思いますけども、そういった状況の分析があれば教えてください。

あと、今皿倉山をリニューアルされている、7,700万ですかね。天空ドームの改修に入って、もう終わっている状況ですね。展望台に案内板とか名前とか、何かせっかく造ったのにもったいないみたいな。もっと表示とか、そういう工夫ができないかという御意見が来ているんです

けど、そういったところで見解があればお願いします。

あと、河内温泉あじさいの湯で、今検討を様々されていると思うんです。令和5年度の取組、検討状況、そして、まだにぎわいが戻ってきていないとか、検討状況がうまくいっているのかどうか、今の取組状況について教えていただければと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** わくわく地方生活支援事業についてお答えいたします。

令和5年度の当該事業につきましては、予算現額は3,200万円でございますけれども、年度途中で予算上限に達しまして、関連予算から流用いたしまして、予算現額4,170万円で24件、64人の定住につながっているところでございます。

年度途中で締め切ったということございまして、今年度は5,000万円の予算を確保させていただきまして、事業を進めているところでございます。今年度の実績としましては、約半年たったところでございますけど、ちょうど半分ぐらい消化されているというところでございまして、このままいけば順当に、補助していけるのかなと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** おでかけ交通についてお答えいたします。

今、おでかけ交通として走っているところでございますけれども、バスの小型化路線が23路線、おでかけ交通のタクシー、ジャンボタクシー等でやっている分が8地区でございます。あと、相乗りタクシーで今2地区運行しているところでございます。

うまくいっているところとそうでないところですが、おでかけ交通につきましては、増えているところ、減っているところがございます。まだ詳細な分析はしていませんけれども、地域がすごく熱心なところは、コロナで落ちている分も戻っているような感じを受けております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 緑政課長。

**○緑政課長** 皿倉山のリニューアルについてと、あじさいの湯について御答弁申し上げます。

皿倉山のリニューアルについてなんですけど、現在、令和6年度絶景の遊び場整備ということで事業を実施しております。また、令和7年度以降、天空ドームや皿倉平、バリアフリーのトイレになりますが、その整備を予定しています。整備の詳細につきましては、都市整備局が所管をしているところです。

次に、あじさいの湯についてです。河内温泉の再開に向けましては民間活力の導入が必要と考えておりまして、令和元年にはマーケットサウンディング調査等を行って、その後も20社以上の事業者と個別ヒアリングや現地説明を実施してきたところでございます。

令和5年9月には、温泉以外の活用も含めまして幅広く意見を求めるために、山口フィナンシャルグループ等をはじめ、官民主権の官民対話に参加いたしまして、民間事業者から提案、助言などを現在いただいているところです。

現在は、民間事業者と個別に対話を重ねているところがございます。今後、自然公園内にある土地の利用について、関係機関との協議を進めながら、引き続き河内温泉の活用が図られるように取り組んでいきたいと考えているところがございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** ありがとうございます。

まず、わくわく地方生活支援事業で令和5年度が3,200万円だったのが4,000万円で、令和6年度は5,000万円ということで、要望も多くて、順調に効果は上げているんじゃないかと思えます。引き続き20代、30代の若い首都圏の人を北九州市に呼び込むということで、取組をしていただいて、しっかりとした分析もしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げます。

おでかけ交通支援事業で、先ほど答弁もありましたが、地域が熱心なところがうまくいっているということで、やはりモデルケースというか、実際小倉でも要望したけど、やっぱりうまくいなくて撤退になったり、いろいろそういう状況があるんで、これも要望にしますが、ぜひ分析していただいて、どういう場合が、おでかけ交通が成功するのか、うまくいくのか。要望があったとしても途中でやめてしまったら、事業者も市民もお互いに大変だと思いますんで、そういう成功事例の分析、また、条件みたいなものが分かれば、地域でもこれから参加、参入、民間事業者も乗っていきやすいと思えますんで、ぜひ分析をしていただいて、決算ですんで、市としての考え方、方針も出していただくとありがたいと思えますんで、よろしくお願ひします。

皿倉山については、都市整備局も関わっているということでありました。都市整備局にも言いますが、案内板とか、ちょっと不足して、せっかくなつくっているのに分かりにくいということでもありますし、観光の目玉でもありますんで、ぜひよろしくお願ひします。

あじさいの湯ですけど、検討しているということですけど、うちの公明党の成重議員からぜひ聞いてくれということで、この2つを聞いているんですけど。にぎわいがちょっとなくなっているんで、ぜひ早く民間事業者が参入できるように、今後も検討を進めて早く形にしていただければということでありましたので、要望させていただきます、終わります。

**○主査（出口成信君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** すみません。まずマンション管理適正化推進事業についてお尋ねします。

国土交通省によりますと、築40年以上のマンションは2022年末時点で約126万戸に上り、10年後には2倍超え、20年後には約3.5倍を超える見込みでありますということで、耐震性不足による災害時の倒壊や外壁の剥落だったり、給排水管の劣化などのリスクも高まり、住民の安全・安心に関わると言われております。

まず、このマンション管理についてなんですが、老朽化マンションの定義について教えてください。それとあともう一点、住宅の脱炭素化推進事業についてです。今、市独自の推奨モデ

ルでK i t a Q Z E Hを推奨しておりますが、今現在の進捗状況を教えてください。以上2点です。

○主査（出口成信君）住まい支援室長。

○住まい支援室長 老朽化マンションの定義というお問合せでございますけど、明確にこちらで老朽化マンションという定義をしておりませんが、やっぱり耐震性を確保していただくとか、そういうところで政策を推進しておりますので、ちょうど昭和56年以降が40年ぐらいたっていますので、それ以前のものは改修なりをお勧めしているというところでございます。

あとは、K i t a Q Z E Hの取組でございますけども、昨年度、地元団体と連携協定を結ばせていただきまして、普及啓発に努めるということでございまして、昨年度、セミナーなども開催しているところでございます。今年度はK i t a Q Z E Hは、ちょっと技術力が必要な工事とかもございまして、そういうものができる事業者を今募集して、地元の事業者とかに見ていただいて、地元事業者の技術力の向上などを図っていきたいと考えております。今後事業者と協議いたしまして、現場見学会等を検討しているというところでございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ありがとうございます。まず、本市におけるマンションの総戸数とか、あと総棟数であったりだとか、また、築40年以上のマンションの棟数だったり、戸数というのが分かれば教えてください。

○主査（出口成信君）住まい支援室長。

○住まい支援室長 マンションの棟数ベースで今把握しておりますけど、令和元年度と令和2年度にアンケート調査を行いまして、実態調査を行っているところでございます。全体としましては、こちらでいろいろ固定資産税の情報とかも踏まえまして把握しているものが、1,650棟ほどございます。そのうち、先ほど申しました昭和56年以前の旧耐震の建物でございまして、約17.4%が、耐震性が確保できていないマンションということで、8割程度はそれ以降のマンションということになっております。以上でございます。

○主査（出口成信君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ちなみに築40年以上のマンションで、空き戸数だとかというのは分かるんですか。

○主査（出口成信君）住まい支援室長。

○住まい支援室長 すみません。空き戸数までは、ちょっと把握できておりません。以上でございます。

○主査（出口成信君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）分かりました。今本市は、このマンション管理適正化推進計画に基づいて、管理不全のおそれのあるマンションへの訪問調査とか、あとマンション管理お試し診断、

要支援マンションへの伴走支援等の取組を行ってございまして、令和5年度実績について、訪問調査が40件、マンション管理お試し診断が4件、要支援マンションへの伴走支援が12件についてなんですが、この調査内容であったり、診断内容であったり、また、伴走支援内容について、どのような内容だったか教えていただけませんか。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 新規予算で上げさせていただいております今の伴走支援なり、お試し診断の実績に加えまして、そのほかの予算で、住宅政策推進経費の中でマンション管理士派遣事業とか管理規約適正性診断事業など、マンションのお困り事の具合によりまして、いろんなメニューをそろえているところでございます。

それで、内容につきましては、まず何からやっていいか分からない管理組合からの御相談とかにつきましては、まずお試し診断、どういう管理状況なのかというのを把握していただくということで、お試しで診断していただいて、その状況に応じて、いろんなメニューを御紹介させていただいているところでございます。

伴走支援に関しましては、状況によって様々でございますけども、やっぱり管理組合が機能していないところを、どう機能していくかとかという話もございまして、どちらかというところ、管理組合はしっかりしているんですけども、今後を踏まえていろいろ検討していきたいということについても、伴走支援ということで派遣させていただいているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ちなみに、お試し診断って、無料でされてあるんですかね。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** マンションの方は無料でございますけども、こちらから専門家に、費用はお支払いしているというところでございます。

**○主査（出口成信君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ありがとうございます。

分譲マンションでは今、建物の老朽化と併せて所有者の高齢化という、2つの老いに直面しているということで、この管理不全を防ぐ対策、これ急がなければいけないと言われております。老朽化には適切な修繕などの管理だけではなくて、建て替えなどの再生も必要となり、死亡や相続によって所有者やその所在が不明になるなどして、建て替えの合意形成が難しいケースが今全国に増えてきているということで、さらなる事態の深刻化が懸念されておりますが、このような場合、本市において、どのような対策とか対応とかが考えられますか。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 国で、今おっしゃられたような議論がされているのは注視しているところでございますけども、まず基本的には、管理組合で空き家になった住戸などの処分なりを基本

的には御本人や、相続人がするんですけども、相続放棄なんかされたときには、管理組合が裁判所なりに申立てなどを行って、清算なりを行っていただくというような形になりますけども、市としましてはそういう制度を、専門家と連携して丁寧に御説明していくということになるのかと思います。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** ありがとうございます。

特に、これは身寄りのない高齢者とか、あと障害者の方とか、また、独り親家庭の方とか、こういった方に関しましては、生活実態をしっかりと踏まえた配慮が必要かと思っておりますので、ぜひ丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、K i t a Q Z E Hについてなんですけれども、これは様々な補助メニューがありますけども、これは新築の場合と改築の場合で、1戸当たり最大補助額ってどのぐらいになるんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** K i t a Q Z E H、補助メニューは用意していませんけども、どちらのお話でしょうか。

**○主査（出口成信君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** あ、これちょっと違いましたかね、そしたら。すみません。何か違うところから見たかと思ひます。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** リフォームの補助に関してですかね。空き家を取得したりして、エコなリフォームを行っていただくとかという補助はございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 木畑委員。

**○委員（木畑広宣君）** 分かりました。ありがとうございます。また、今後もしっかりK i t a Q Z E Hについても、普及促進に頑張ってくださいと思います。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 質疑はありませんか。日本共産党、山内委員。

**○委員（山内涼成君）** お願いします。まず、技術監理局に1点、公共工事設計労務単価の推移について伺ひます。

それから、都市戦略局に数点お尋ねしますけれども、1つ目には、環境首都総合交通戦略について、令和5年度の単年度目標はないけれども、中期目標に向けての進捗状況、その達成見込みについて伺ひます。

それから、本会議で出ましたけれども、省スペース型のベンチ、局長、やってもらえるよということで答弁されたと思うんですけども、交通結節点における環境改善策の一つですよ。これは、今まで省スペース型では認められなかったのかどうかということをお聞きします。

それと、モノレールのホームドアの設置について検討がされているかどうかということ。

それともう一点は、老朽空き家対策でありますけれども、危険ありと判断された住宅が、平成26年度比で、小倉南区だけが増加しているという傾向にあります。これについての検証はどうされているのかということと、その中身、内容についてです。それと、その絡みで除却促進事業、令和5年度の執行率が85.5%ということになってはいますが、これについての検証がされているのかどうかということ。

最後にもう一点は、空き家リノベーション促進事業ですけれども、この経済波及効果について伺います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 技術管理課長。

**○技術管理課長** 公共工事の単価について御説明いたします。

まず初めに、労務単価でございますが、この労務単価につきましては、全国的に12年連続上昇を続けておりました、昨年度比で言いますと5.6%、今年度は上昇しております。それから資材の単価も同様に上昇しておりました、主たる資材であります鋼材につきましてはほぼ高止まり、それから生コンにつきましては10%、アスファルトにつきましては7%、それから燃料については2.4%の上昇となっております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 交通戦略についてお答えします。

まず、中期に向けての目標でございます。まず、最終目標としましては、公共交通の人口カバー率86%維持、公共交通利用者数10万人当たり3.8万人という目標がございますけれども、公共交通カバー率につきましては、廃止した路線等ございませんので、維持できているような状況でございます。公共交通利用者数につきましては、まだコロナからの戻りもないので、まだ目標達成は、現時点では難しいのかなと思っております。

それと次に、省スペース型のベンチについてでございます。これまでベンチを設置する際には、交通事業者が設置しておりますけれども、一般的なベンチ、やっぱり座る快適性とか座りやすさとかを考えてベンチを設置しておりました、具体的に、省スペース型のベンチ等の設置は行ってきていなかったところがございます。幅員が狭くてなかなか設置できない事例もございましたし、一部利用者の声とかで、ちょっと寄りかかれるだけでも、あると助かるという声もございましたので、他都市の事例とか、やっぱり安全面とか、そういうところも見てから、交通事業者と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

モノレールのホームドアでございます。モノレールのホームドアにつきましては、転落防止に有効な設備であると認識しております。ホームドアにつきましては技術面も改良が進みまして、いろんなタイプの製品も出てきているところで、価格も、多分下がってはきているところもあると思っておりますけど、今1駅当たり1億円ぐらいの費用がかかるというところがございます。多大な費用を要するところでもございますので、どのような規格とか仕様がいいか、引き続き研究していきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 老朽空き家の関係について3点質問いただきました。

まず初めに、老朽空き家、小倉南区の危険ありの数が増えてきているといったところで、この辺り検証されているかどうかといったことです。危険ありにつきましては、市内全体では減ってきているような状況ではあるんですけども、小倉南区におきましては、住宅地が新しいといったこともありまして、それからだんだんだんだん高齢化も進んでいっているところもあるのではないかなと考えております。

続きまして、除却の解体補助の絡みです。こちらの検証ということで、こちらにつきましては、例年約300件ほどの申請をいただいております。こちらについては順調にしているのかなと思っております。ただ、次の空き家のリノベもそうなんですけども、補助金を出すといったことについて、どういったことが本当に効果的なのか、効率的なのかといったことを検証していかなければいけないと考えております。このため、除却につきましては、今年度相談受けた方々に対してアンケートをさせていただいております。この内容を踏まえて、また、来年度の補助に反映させていきたいと考えております。

最後に、空き家のリノベの検証です。こちらにつきましては空き家対策ということで、除却、活用、予防啓発といった3本の柱でやっております。空き家のリノベということで、空き家を活用してもらうといったことについては、成果が出てきているのではないかなと思っております。こちらについては、あと転入、移住者の方、市外から来る方もいまして、32件ほど市外から空き家を活用しているといったこともありますので、ある程度の成果が出ているのではないかと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** いっぱい質問したので、順番はちょっと違いますけれども。

まず、モノレールのホームドアですけれども、もう内方線ブロックは設置してあるんですよ。そしたら、さらなる安全対策として、必要性があるんだろうと思うんですよ。せめて利用客の多い駅のホームに設置することはできないでしょうか。以前ありましたよね、酔っ払った大学生が線路に降りて、下手したら感電するという事故につながるということありましたよね。これもね、やはり利用客の多い駅だったと思うんですよ。そういうところには、さらなる安全対策として設置をするという方向で考えていく必要があるんじゃないかなとは思いますが、課長がおっしゃられたとおり、大分金額も安くなって、そしていろんな種類が出ていますよね、そこも考慮して設置をしていただけるようお願いしておきます。これは要望です。

それから、老朽空き家なんですけれども、課長がおっしゃられるとおり、ほかのところは危険ありが半減しているんです。だけど、小倉南区だけが aumentando ということ。課長がおっしゃられたことは、どの地区でも起こり得ているんですよ。それなのに、危険空き家が増えているというのが、小倉南区だけで発生しているということなんですよ。これ、ちょっと検証せん

といかんのやないかなと思います。小倉南区だけが、対策が遅れとると取られかねませんから、そういうところはちょっと考えていただきたいなと思います。よそが半減しとるわけですね、平成26年度との比較で半減していますから、だから、ちょっとこれは考えないといかんなんて思って伺いました。

それから、除却の促進事業ですけれども、令和5年度の執行率85.5%に落ちていますよね、これは何でなんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 執行率、補助額の関係があると思われるんですけども、件数としては変わらない状況ですので、解体する金額が、これまで300万円かかっていたものが200万円になったとか、そういったことが想定されると思われます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 件数ですよ。件数は変わらないとしても、内容で金額に差が出てくるということは理解しているんです。ただ、令和6年度予算で、この分が決算見合いで削られるんですよ。そうすると、1億円あった予算が9,000万円になるわけでしょう。そうすると、非常に人気の高い補助金ですよ、受けられない人も出てくるわけですよ。でも、件数は一緒なんだけども、金額が低いからというだけで判断すべきものじゃないと考えるんです。ですから、こういうところに少し工夫を入れながら、これは人気があるから、必要な予算だからということで強く要請をしてほしい。このことは要望しておきます。

それと、省スペース型のベンチですけれども、今までは、特定のベンチの部分しか補助していなかったという理解でよろしいのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 特定のベンチとかという形では、特に決めてはおりませんでした。たまたま事業者も、標準的に使っているのを知っています。そういう申請というか、事業者の設置もなかったという状況でございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 相当御不便をかけとんですよ、お客さんにね。ですから、車椅子が通れなくなるよとかという歩道の幅の問題とかあるんですけども、ただ、この省スペース型のベンチやったら、いけるんやないかというところは結構あると思うんですよ。ここは柔軟に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、総合交通戦略なんですけれども、カバー率は維持をしているということで、人口10万人当たりの公共交通利用者数、これは令和8年の目標として3.8万人ですよ、この目標設定、これは令和元年と同じ3.8万人なんです。この公共交通の普及・促進につながるののではないかと。ちょっと目標設定、甘過ぎるんやないかなと思うんですけど、そこはどうなんでしょう。

○主査（出口成信君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 公共交通利用者も、やっぱり人口減等で減ってきているような要因もご  
ざいますので、現状維持していきたいというところがございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）現状維持するんやったら、戦略は要らんのですよ。目標を設定して、戦  
略を掲げて、公共交通利用者を増やしていきましょうという戦略のはずなんですよ。だから、  
ここは3.8万人という現状維持の目標でありながら、増やすという方向で考えていただきたい。

それから、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出削減率、これは、目標は令和12年度に40%削減になってい  
ます。この具体的な対策としてどのような取組があるのか、教えてください。

○主査（出口成信君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 この目標は、地球温暖化対策実行計画の数字を持ってきております。公  
共交通の利用を促進することで、環境性能のいい車とかを利用することで、目標達成に向けて  
努力していきたいと思っております。以上でございます。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）そしたら、現状維持じゃ減らんでしょう、これもう。現状維持じゃ減ら  
ないということは、公共交通の促進を進めていかないかんということですよね。そうせんと、  
この目標も達成できませんよという目標のはずなんです。だから、これ、絵に描いた餅になら  
んように、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう一点、モビリティーマネジメントなんですけれども、今回、令和5年の決算は、  
地域、学校、高齢者に対して2か所、53人の参加で行われておりますけれども、この実践内容  
と効果について教えてください。

○主査（出口成信君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 令和5年度に2か所、企業と、あと障害者団体等に公共交通の利用促進  
に対する説明を行っております。以上でございます。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）その2か所は、どこどこですか。企業って書いていなかったんだけど。

○主査（出口成信君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 1つ目は西鉄と、あと障害者団体でございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）山内委員。

○委員（山内涼成君）西鉄に、モビリティーマネジメントをやったということですか。それと、  
障害者団体。それにしちゃ、2か所で53人の実績というのは物すごく少ないなという思いと、  
モビリティーマネジメントに取り組む意義ですよ。ここを考えんといかんと思うんですよ。

この決算の実績の中に企業というのがなかったの、私伺っているんですけども、職場に対  
するモビリティーマネジメントをどう行っていくかということについての意義は、どのように

お考えでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 公共交通の現状等も知ってもらったりとか維持していくためには、やっぱり利用していただくというところが大事だと思いますので、そういう現状とかをお伝えしながら、少しでも乗っていただけるような機会をつくっていただけたらと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** 企業に対しては、そういうマネジメントしていかないかということなんです。というのはね、今ほら、市長が一生懸命企業誘致をやられていますよね。そうした中で、その企業に対して1人が1台車で行くということが、どんな状況を生んでいるかということを考えんといかんということですよ。そうなるよね、やはり職場に対して、そして会社側からそれを求めてもらう。そうした取組が絶対に必要になると思うんですよね。

こうしたモビリティーマネジメント、これを進めることで、行動変容につなげていくということが大事ですから、この辺は少し一步踏み込んだマネジメントを進めていく必要があると思います。企業に対してもそう。企業が、今度は労働者に対してどういう指導をしていくかということも含めて、これがCO<sub>2</sub>削減にもつながっていくんだということも踏まえてお願いをしたいと思います。

それから最後に、技術監理局の公共工事設計労務単価ですけれども、推移は分かりました。公共工事費の見積りに使われる工事現場で働く人に支払われる賃金、その基準となる値であります。これは、もう毎年見直しが行われているんですけれども、平成25年以降、12年連続で毎年上昇しています。令和6年2月に国交省が発表しましたけれども、前年比で5.9%増加しました。これは、つまり労働者1人に対して、事業者が支払うべき金額が大幅に上がったということなんですよ。

これは税金を使う公共工事で、こうした賃金が現場の労働者に反映されているのかどうかということ、調査すべきとずっと言ってきましたが、これについての調査はどうなっていますか。

**○主査（出口成信君）** 契約制度課長。

**○契約制度課長** 今、賃金の調査に関する御質問をいただきました。

調査に関しては、これまでの考えを申し上げますが、民間の賃金等の労働条件は、労働関係法令の遵守の下、労使間で自主的に決定される事項という認識でございます。賃金等の状況については、国が法令に基づき調査を実施していることなどを踏まえまして、国の調査とは別に実態調査を行うことは考えておりません。

私ども、賃金等の関係、労働条件については重要なことという認識はございます。これまでどおり、適正な予定価格の設定やダンピング対策、最低制限価格の適切な運用等を実施してま

いりまして、適切な労働環境の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** これは公共工事なんですよ。そこに契約が生じて、国が定めた設計労務単価が設定をされるわけですよ。そしたら、設計労務単価が上がり続けている状況というのは、これは末端労働者の賃金に反映されんと、意味がないですよ。これを、国が調査やっていますからということで逃げちゃいかんと思うんですよ。少なくとも、北九州市の税金も使われるわけですから、ここは市としても、やる気を出して調べる必要があると思います。

それともう一つは、2019年4月に施行された働き方改革関連法、この5年間の猶予措置が終わります。これによって、今年の4月からは罰則付きの時間外労働規制が適用されるわけでありまして、罰則が定められたことによって、6か月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金ということになってはいますが、これも、じゃあ、国が調査するのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 答弁をお願いします。契約制度課長。

**○契約制度課長** 働き方改革について御質問いただきました。すみません。今ちょっと手元に資料ございませんので、また、調べて御回答させていただければと思います。

**○主査（出口成信君）** 契約部長。

**○契約部長** 手元にちょっと資料はなくて、詳細にお答えすることは、今できない状況ではございますが、労働関係の取締りにつきましては、基本的には国がやるというような理解をしておるところでございます。

先ほどから答弁もさせていただいておりますけれども、今回、担い手3法の改正などもございまして、国も直接、試行的ではございますけれども、国発注の工事について、末端までの資金の行き渡り等についても、調査を行うことが今回法律の中で定められてきているところがございます。そうした動きも見ながら、うちで直接調査するということは、事業者にも大きな負担をかけることにもなるということもございまして、そういった国の動きの中で必要なことがあれば、また、検討はしていきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** そういうことだろうと思うんですけれども、これ罰則がついたわけですよ。猶予措置が終了して、これまで猶予されていた部分に罰則が適用されるようになるということを、国の調査を待ったって、これは犯罪者を見逃すことになるということでしょう。それでいいのかということなんです。ですから、国任せではなくて、しっかり我々の市としても取り組む必要があると思います。

それから、いつも労使関係の話ですからって逃げられるんですけども、今度この規定の中には、三六協定の締結などというところまでうたわれていますよね、この三六協定の締結など、こうした事務についても国が調査するのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 契約部長。

**○契約部長** 国が、実際にどこまでやるかということについては、まだ具体的に示されていないところでございますけれども、今後国が、具体的にどのようにやるということは示すとも言われておるところでございますので、そうした動きを注視しながら、市としてもやるべきことがあればやっていくと、こういうふうな考えでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** もう始まっていることですからね。国が示すべきものは、もう示されておかんとおかしいわけでありまして。この三六協定の締結とかというのは書類審査なんですよ。ですから、できる範囲でやることはやっていくということ徹底する必要があると思います。

そういう意味では、やはり公契約条例というものが必要になってくるんだろうと思います。この時期に合わせて、設置の議論をさらに進めていただくということを要望して、終わります。

**○主査（出口成信君）** ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 私からは、ボン・ジョーノについて、城野の先進街区のことについて聞きたいと思います。

なぜかという、今回、令和5年度決算概要の中の住宅の脱炭素化推進事業というものがありますけれども、政令市で初の取組ということで昨年9月21日に、北九州住宅産業協議会と北九州住宅懇話会という、この2つの団体と市で協定が締結されているんですね。ここには省エネ住宅の供給促進に関することと、また、ZEHですね、高断熱、省エネ設備などを備えたZEH、こういう住宅を市が推奨するということですが、そこでちょっとお尋ねしたいのは、この締結の2団体に東宝ホームが含まれているのかということですね。これ、小倉北区の城野団地2番地に建っています共同住宅のことですが、教えてください。

もう一つが、西鉄バスの運行再開の予定、おでかけ交通の検討を求めてちょっと伺いたいんですけど、門司小倉線、95号線という下津一丁目系統というのが、かつて東芝工場の跡地の都市高速の下を走っていたんですけど、これが廃止になっているんですね。現在、下津一丁目とか菜園場とか、愛宕の方々の買物、通院、通学のバスがなくて困っている状況なので、ここに西鉄バスの運行再開の予定があるのか、また、おでかけ交通が検討できないかということ伺いたいと思います。この2点です。以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 東宝ホームが連携協定の団体に入っているかというお話でございましたけれども、北九州住宅産業協議会の一員でございます。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 西鉄バスの運行再開の件で御質問いただきました。

西鉄バスから、具体的にそういう話は聞いておりません。公共交通空白地の時にはおでかけ

交通等検討もいたします。ただ、ほかの公共交通がある中でしますと、そちらの利用者が減ってしまうとかもございますので、まずは、そういうエリアがございましたら、地域の方と御相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** この旧東芝工場跡地の活用で、今3つのゾーンで開発が計画されて、医療・福祉ゾーン、教育・実習ゾーン、就業・生活ゾーンということで、医療・福祉ゾーンでは、今小倉第一病院が既に移転して営業中で、教育・実習ゾーンでは、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学校、これが移転、併設される予定なんですね。そして就業・生活ゾーンでは、就労継続支援B型事業所と生活介護事業の多機能事業所インクル小倉北が11月末にしゅん工予定なんですね。これからかなりの町がつくられていくと、期待される場所なので、ぜひ西鉄バスの運行再開の予定を、ちょっと調べていただきたい。

また、それまでの間、おでかけ交通を、ここ西鉄の路線なんで、市営バスが通るということはできないだろうけれども、おでかけ交通を検討していただきたいということを要望として上げておきます。

そして、先ほどのボン・ジョーノ、東宝ホームが建設して低炭素建築物の認定を受けた集合住宅で、断熱材の厚さの不足、また、複数の施工不備が見つかったことは、御存じですかね。

**○副主査（泉日出夫君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** その件については、存じ上げております。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** これで、住人の8世帯9人が訴訟を起こして、今8,000万円の損害賠償請求をしているところですけども、予算議会でも私1度尋ねたんですけども、入居者のAさんという方、隣接の住戸の生活騒音に関する苦情を東宝ホームにずっと伝えていたんですけども、騒音状態に、住んでからすぐ異常に気づいて、ずっと訴えていたんです。騒音状態、施工に問題はないと、これ外部の調査に依頼をして、東宝ホームは、そう回答しているんですね。それでも、やっぱり納得いかなかったということで、これ2017年にしゅん工されたやつなんですけど、2021年5月に、どうしてもおかしいということで東京都渋谷区の日本建築検査研究所に調査を依頼して、ここで施工不備が発覚しました。同研究所は、別の2住戸も調査をして、A氏の住宅と同様の状態であったことが報告されたんですね。

これ、ちょっと御紹介しますけれども、厨房設備の排気ダクトの一部で防火被覆という、ダクトにちゃんと被覆、カバーをしていかないといけないんですけど、その一部がないところ。あと排気ダクトの曲がり部分には、中が滑らかになっているスパイラルダクトにしないといけないんですけど、これが蛇腹になっているフレキシブルダクトになっていたと。これは本市の火災予防条例の違反なんですね。こういうのが見つかった。遮音構造も、壁が、天井スラブと床のスラブ、上のコンクリートですよ。コンクリート部分まで壁がついているというのがし

ゆん工の図面だったんですけど、これが出来上がったときには、天井と普通の床ですね、この床の間にしか壁がないと。本来ならば、どんつきで上も下もついていないと。だから、天井裏と床下に音がもう筒抜けなんですね、こういう状態であったと。これもしゅん工の図面と違うんですね。もう一つは、この断熱材の厚さも示されていた厚さとも違うと。

このAさんたち住民は、元の状態に戻してくれと、こういう要求をしているんですけど、壁のことは、その後にしゅん工図面を変えていたんですけど、それも知らせずに、それはそれで通ったと。壁の断熱材の厚さも調べたら、しゅん工の図面よりもずっと少ないのに、それでも今の基準には到達しているから問題ないんだと、そういうことでずっと住民の要求を受けてこなかったと。この住民の方々は北九州市に、ぜひこの住宅を見に来てくださいと、一緒に見て確認してくださいよと、そういうことを言ったんだけど、業者は問題ないと言っていると、そういうことを調べるようなことするつもりはないと、それをずっとはねのけてきたんですね。

これ単純に、脱炭素の先進街区ということで北九州市がやり出した事業ですよ。その中で水を差すような事件が起きているんだけど、北九州市は、私は関係ないんだと、こういう悪びれた感じが全くないというのはいかなるもんかと思うんですけど、見解があれば教えていただけないでしょうか。

**○副主査（泉日出夫君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** 今のお話についてなんですけれども、市も住民からの申出で、東宝ホームのつくりました共同住宅の中の不具については聞かされておまして、当時の担当者も、市から事業者きちんと、入居者の方と確認をするなりのお話もさせていただいて、少なくとも低炭素建築物の認定につきまして、また事業者から、改めて認定当時の計画と違うのであれば報告を出してほしいという要望も出しております。確かにそういう報告もいただいていたんですけども、やはり入居者から、その内容が実際の現地とは違うんじゃないかというお言葉もありまして、いろいろありました結果、今年3月に、一部の住戸の方と、それから事業者の東宝ホームと、そして北九州市が現地で立ち会って調査を行いまして、その結果を事業者であります東宝ホームが再計算して、低炭素建築物の報告を提出していただいておりますので、その結果については7月にきちんと関係者には通知しております。

ですので、市としましては、これまでも事業者に対して、きちんと対応するよとということとで指導、助言してきたという認識でおります。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 3月6日に立ち会って検査をしていますよね。そのときに、先ほど言ったような排気ダクトの問題、断熱材の間が少ない問題ですね、排気ダクトにもカバーがしていない。フレキシブルダクトを使っている。また、壁の遮音の問題は確認できたんですね。

**○副主査（泉日出夫君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** まず、排気ダクトの件につきましては、これは今年3月以前にも、消防局

が現地で確認をしまして、一部の住戸で、今おっしゃられた被覆がないとか、それから使ってはいけないフレキシブルダクトが使われているということで、火災予防条例に違反しているということをその住戸の方にお知らせしております。その詳細につきましては、また、消防局に御確認していただければと思います。

それと、3月の現地立会いの調査におきましては、断熱材、確かに見れるところにつきましては確認をして、幾つかの場所におきましては、計画よりも薄かったということは、3者立会いで確認をしております。その上で、事業者の東宝ホームが再計算をして、我々にその報告をしていただいたというところでございます。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 本市は、業者にも言っているんだと、そういう回答が今ありましたけれども、私、A氏と市のやり取りのメールも見せていただいたんです。

そうしたところ、担当者の方が、Aさんの調査報告に、断熱材の件につきましては、Aさんの調査報告書や空き部屋の確認結果に基づいて再計算をした結果を基に、外皮性能、一次エネルギー消費量は、共に低炭素建築物等計画の認定基準に適合していることを確認しております。このため、市が主体となって現地確認する予定はございません。最後に、市としましては、自然人も公人も平等に対応する必要がございます。断熱材の再計算の結果に関する市の見解は既にお伝えをさせていただいたとおりでありますが、Aさんからの強い要望を受け、東宝ホームとの仲介役を執り行っていることをどうぞ御理解くださいと。

非常に高圧的な、間に立ってやっているんだぞと、これ以上言うなよというような、こういうやり方、私だったら、私がAさんだったら市を訴えていると。市がお墨つきを与えた低炭素先進街区なんですね。そこで、市のやっている事業だからということで、カタログにあった、示された断熱材が使われている。しゅん工図に、ちゃんと天井スラブと床スラブまで壁がついている。これは図面にちゃんとあるんですね。それを変更して天井から床まで、上と下は筒抜けになっているようなやり方をやっている。排気ダクトにもそういう欠陥がある。

これは市として、本当に水を差される。こんなことやられたら、市は頭にくるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○副主査（泉日出夫君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** お話にありました当時の担当者のメールのやり取りなんかにつきましても、私どもも確認はさせていただいているんですが、恐らく、高圧的という気持ちで返信をさせていただいてはないんだろうかと、私どもは認識しております。

確かに、先ほどのダクトの件については、先ほど申しましたように火災予防条例に違反した状態ということですので、消防局も入居者の方にきちんとこれを通知していますし、それはよくないことだと思っております。

さらに、断熱材につきましても、確かに計画より薄いということ自体はよろしくないだろう

とは思っていますが、我々としては、低炭素建築物という認定に適合するかしらないかというところが、やはり我々が確認するべき責務があると考えておまして、その3月にあった調査を基に、事業者の東宝ホームさんが出された結果を、内容を確認して、7月にその結果をお伝えしたところでございますので、当時の認定の基準には満足していたということで、確かに断熱材の厚みが少なくなっているのはよろしくないと思いますが、そのことにつきましては、やはり事業者の東宝ホームと入居者の方の、今度は御契約の内容になろうかと思っておりますので、そちらの2者できちんとお話をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**○副主査（泉日出夫君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 業者さんとの契約の問題なんだと。先ほど言いましたけれども、市がやり出した事業でこういうことが起きているわけです。市がお墨つきを与えたと。市を信用して、そんな問題なんか起こるはずがないということで、Aさんは購入をしているわけで、しゅん工図どおりに施工していれば、何の問題にもならなかった問題だということです。

やはりこの問題、今回も市が締結している事業者の中に東宝ホームがいらっしゃいます。こういうことも、もう一度考えて、住宅の脱炭素化推進事業、これを考えていていただきたいと思っております。私からは以上です。

**○副主査（泉日出夫君）** ここで主査と交代します。

（副主査と主査が交代）

**○主査（出口成信君）** 質疑はありませんか。あと20分になっていますけれども、松尾委員。

**○委員（松尾和也君）** 日本維新の会の松尾です。都市戦略局にお聞きします。

山内委員とのやり取りの中で、空き家の解体除却促進事業についてのやり取りがあったと思います。私もそれ聞こうと思って拝聴していたんですが、例年どおり300件程度と、順調であるという印象を受けたのと、執行率が低いから、次年度予算が減らされるんじゃないかという懸念を山内委員がおっしゃってまして、私もそれを感じました。

それで、私から聞きたいのが、この執行率が低かったということは、使いたいけど使えなかったという人はいなかったということなんですかね、これを教えてほしいと思っております。

それと都市整備局、最近私は公園の動画を、ちょっとコンテンツ撮って、配信してまして、公園をよく見に行くんですが、あ、すみません。これはちょっとやめといて。

すみません。市営住宅関連なんですけど、市営住宅の中の、あ、そうか、所管が替わった。

**○主査（出口成信君）** すみません。松尾委員、市営住宅は都市整備局に移ったので。

**○委員（松尾和也君）** 今日じゃないところですかね。すみません。一番初めのだけお答えください。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 除却促進事業の関係です。

使いたい人が使えなかったといったことがあるかといったことなんですけども、除却促進事

業の活用に当たっては、まず事前相談といったものを受けて、各建物を判定させていただきま  
す。その中で、危険な空き家ということである程度の点数をつけるようになってはいるんですけ  
れども、それに満たないものについては対象にならないといったことはあります。あと、いろ  
んな事情で、申請者の方が取り下げますといったことはあります。以上でございます。

○主査（出口成信君）松尾委員。

○委員（松尾和也君）ありがとうございます。であれば、使いたいけれど、ちょっと今年は無  
理ですと言って、お断りしたことはなかったということですね。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 判定基準に伴って使えなかった方はいたんですけど、それ以外の方は  
いないということです。

○主査（出口成信君）松尾委員。

○委員（松尾和也君）私、これはとてもいい制度だと思っていて、皆さんにもっともっと御利  
用なさっていただいて、まだ空き家ってあるので、一軒でもなくなってほしいなあってずと思  
っていたんですけども、やっぱりこの執行率の低さ、これを100%にさせていただきたいなど、今  
日改めて思いました。

何か手段があるんですかね。もうちょっと空き家の除却の補助率上げていくとか、あるいは  
すぐに執行できるように、例えば、解体事業者さんとか、限られていると思うんですけども、  
皆さんがお仕事する感覚の中で、解体する事業者さんの数があまり足りないんじゃないとか、  
そういうことはなかったですか。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 解体の事業者さんが足りないといったお話はない状況です。

補助金の関係なんですけども、今年度につきましては、補助上限額を30万円一律にさせてい  
ただきました。こちらの今年度の考え方としましては、空き家はこれからも増加するといった  
ことが見込まれております。空き家の増加に合わせていって、予算をずっと積み増しできれば  
いいんですけども、なかなかそういったことは厳しいかなと思っております。今年度、補助申  
請をされる方等に対して、アンケート調査をやらせていただいております。そのアンケートの  
結果も踏まえて、どういったところに補助すべきなのか、本当に効率的にやれるもの、効果的  
にやれる補助がどういったものかということ、アンケート結果を踏まえて、今年度検証して  
いきたいと考えております。以上でございます。

○主査（出口成信君）松尾委員。

○委員（松尾和也君）分かりました。参考になりました。ありがとうございます。終わります。

○主査（出口成信君）質疑はありますか。西田委員。

○委員（西田一君）たくさんあるんで、昼休み挟むかもしれませんが、いいですか、そした  
ら、すみません。

まず、技術監理局。じゃなかったら、ごめんなさい。

令和5年度決算において、令和5年度の事業の中で、i-Constructionを活用した工事がどれくらい実施されたのか、お尋ねします。

それと、建設業の現場の人材育成、人材確保について、令和5年度どのような取組を行い、どのような成果を上げたのか、お尋ねします。

次、都市戦略局。まず、空き家対策について、民間事業者と連携した空き家の利用促進事業としてやっていらっしゃるんですが、令和5年度の実績を伺います。

次、区域区分についてですね、実は先日、原課に御相談した案件で疑問に感じたことなんですけど、田んぼのど真ん中に市街化区域と市街化調整区域の境界が走っているんですね。そういったケースが市内にどの程度あるのか、お伺いします。

それと、モノレールは都市戦略局でいいんですかね。モノレールの長寿命化について、決算額と実績について伺います。

次、中心市街地の指定容積率の緩和によってどのような効果が生まれたのか、経済波及効果等、具体的に伺います。

リビテーションによるオフィスビルの決算に関連してということで、現在の状況を伺います。

次、おでかけ交通について、受託されている事業者も幾つかあると思うんですけど、おでかけ交通における収支の状況を把握されていたら、教えてください。

それと移住・定住施策について、令和5年度の本市への移住の実績を伺います。

次、交通局。一般会計を中心に、他会計からの繰入金とか補助金も含めて営業外のどのような収入があったのか、どういう用途をされたのか、使い道ですね、これを伺います。

これ以前、2月定例会でもお尋ねしたと思うんですけど、改めてほかの政令市における市営バス等、交通局に対する一般会計からの繰入額を伺います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 技術管理課長。

**○技術管理課長** 令和5年度決算におけるi-Constructionを活用した工事の件数について御説明いたします。令和5年度におきましては、ICT施工活用ということで21件の工事が実施されております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 技術企画課長。

**○技術企画課長** 令和5年度に行いました建設業の人材育成、人材確保について、どのような取組を行ったのか、また、成果についてはどうかというお尋ねについてお答えいたします。

本市では、建設業の人材確保に向け、働き方改革、生産性向上、魅力発信などに取り組んでいるところでございます。働き方改革につきましては、週休2日工事の導入や、施工時期の平準化などを進めております。また、生産性向上については、i-Constructionの推進などに努めております。魅力発信につきましては、令和5年12月に西日本総合展示場で行われました、主に中・高生が来場するんですけども、北九州ゆめみらいワークにおける建設

業PRブースの出展や、建設現場で働く若者や女性を紹介するポータルサイト「ケンセツ男子・ケンセツ女子」など、発信に力を入れております。

また、人材育成に関しましては、地元建設業の皆様と連携いたしまして、i-Constructionや測量業務をはじめとした各種技術研修を実施させていただいております。また、工事における成績優秀表彰制度や設計業務委託における優秀表彰制度、また、若手技術者や女性技術者表彰制度などの実施によりまして、建設技術の向上促進を図っております。

成果といたしましては、地元建設業の方々からは、これらの事業や研修、表彰制度の実施により、社員の方々の技術力の向上やモチベーションアップにつながり、新たな人材確保にも寄与しているという御意見をいただいているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 空き家の官民連携の関係で御質問いただきました。

こちらの事業につきましては、市が取得した空き家情報を基に、空き家所有者の売却意向を確認しまして、売却したいといった方に対しては、民間事業者に橋渡しを行うといったものになっております。こちらにつきましては、まず解体の同意を得られたものは、昨年度4件いただいております。これまでに同意を得たもので再整備、建て替え等ができた空き家の数としては9件となっております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 市街化区域と市街化調整区域が田んぼの真ん中にあるということで、こういったケースが市内にどの程度あるのかというところですけど、すみません。今、手元にそういった資料がございませんので、また、後ほど調べて御返答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** モノレールなんですけども、長寿命化工事は都市整備局が担当しておりますので、すみません。

それと、おでかけ交通の事業者の収支についてでございます。市の助成金を含めた後の事業者収支としましては、全体で約90%のところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** 中心市街地の中で指定容積率を上げた効果について御説明いたします。

リビテーションのメニューの一つとして、今年の3月に小倉、黒崎の駅周辺で主要幹線道路沿いの指定容積率を800%に上げました。つい先日、17日に県内の基準地価が発表されましたけども、容積率を上げたところの、地価が明確に上がっていることが分かりました。例えば、魚町一丁目、これは三菱UFJ銀行辺りなんですけれども、昨年度と比べて10.2%、それから紺屋町で変動率14.8%、それから黒崎の国道3号沿いで11.7%というところです。ただ、これは今年の3月に上げたからといって、すぐ効果が出るものではないとは考えておりますが、実は、

指定容積率を上げるという周知というのは令和3年10月からやっております。ですから、市は本腰を入れて中心市街地のでこ入れを図るということは、早くからお示ししておりますので、こういったところで市場が反応しているのではないかと考えております。ですから、これを機に、民間の開発事業者がこれを活用できるように、私どもはどんどん営業活動を行っていきたいなと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 事業推進課長。

**○事業推進課長** コクラ・クロサキリビテーションの現在の状況についてお答えします。

御存じのとおり、まずリビテーションのリーディングプロジェクトでありますB I Z I A小倉、こちらが今年の6月にしゅん工しまして、7月に式典開催をしました。こちらは10月にグランドオープンの予定となっております。

また、こういったオフィスビルに関するリビテーションの状況なんですけれども、京町の三丁目14番というところで、中西興産が同じようにオフィスビルの建築を、今解体にかかっているところがございますが、こちら補助金を利用したものになっております。また、補助金を利用していない、規制緩和というところになりますけれども、例えば、駐車場台数の緩和だったりするところでは現在、小倉で3件、黒崎では1件というところで御利用いただいているところがございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 住まい支援室長。

**○住まい支援室長** 移住に関しまして、令和5年度の実績でございます。移住者全体の数字はちょっと把握できておりませんが、移住の支援金を利用して移住された方の実績としましては、わくわく地方生活実現支援事業におきましては24世帯64名、住むなら北九州定住・移住推進事業におきましては、認定ベースでございますけれども、256世帯の704名の実績でございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 他会計からの繰入れについてどのぐらい収入があったのか、その用途について御説明申し上げます。あとは、他の政令市の繰入額について併せて説明をさせていただきます。

令和5年度の営業外収益において、他会計からの補助金の繰入れで約3億9,000万円ございます。この補助金がなければ、乗合収入等の収入で支出は賄えませんが、その支出、費用に充てさせていただいたということになっております。政令市における繰入額の額につきましては、これは令和5年度の速報値になりますけれども、北九州市、先ほど申し上げましたとおり3億9,000万円、経常収益に占める他会計の繰入額、繰入率というんですけれども、それは北九州市では20.4%という形になります。

仙台市については、他会計からの補助金の繰入額は44億円、繰入率が47%、川崎市が25億円で、繰入率が27.4%、横浜市が58億円、繰入率が30%、名古屋市が111億円、繰入率が44.5%、

京都市が41億円、繰入率は19%、神戸市が26億円、繰入率が27%といった状況になっております。以上でございます。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）おでかけ交通は、僕聞かなかったですかね。

○主査（出口成信君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 先ほど答弁いたしましたけど。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）あ、ごめんなさい。どうしましょう。第2質問続けていいんですか。

○主査（出口成信君）ほかに質疑の方は、自民党は。そしたらお昼に、午後からの継続で大丈夫ですか。

そしたら、ここで一旦お昼にしたいと思います。再開は13時からです。よろしく願いいたします。

（休憩・再開）

○主査（出口成信君）それでは、再開します。

西田委員の質問の答弁の途中だったと思うんですけども、答弁はまだ終わっていないですよ。終わりましたかね、答弁は済みました。西田委員。

○委員（西田一君）それでは、まず技術監理局さんから第2質問をさせていただきます。

先ほど、i-Constructionを導入した実績が21件と伺ったんですが、私の認識では、i-Constructionはやっぱり、いわゆる土工事に活用されるのかなと思っていますが、21件の具体的な内容、どういった工事なのかというのを、土工事なのか何なのかというのを、具体的に教えていただけたらなと思います。

○主査（出口成信君）技術管理課長。

○技術管理課長 委員の御質問にありました21件の内訳について御説明させていただきます。

委員おっしゃるとおり、土工事も多いんですけども、そのほかには舗装、地盤改良、それからグラウンドの改修、こういった工事がICT施工で活用されているところです。以上です。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）近年、やっぱり豪雨であったりで、土砂崩れ、崖崩れが、小規模なものも含めれば相当多発していると認識しています。基本的には治山ということになると、県が工事するという事なんでしょうが、私が現場の方から伺う中で、やはり治山工事が、入札が不調に終わるケースもあつたらしいんですよ。というのが、現場によっては非常に危険であるとか、要は労働条件も含めて悪いということなんでしょうが、かといって、やっぱり地場の業者さんには、そういった危険箇所でも市民の安全を守るために、きちんと工事の対応をしていただかないといけないという中で、やはりi-Constructionの活用、積極的な導入というのは、非常に工事の効率性、それから現場の事業者、労働者を守るという観点からも必要な

のかなと思っています。

その割には、21件という件数がどうなのかな。少ないんじゃないかな。これじゃ、せっかく i-Construction を巨額の初期費用をかけて導入して、さあ、これから進めようという事業者さんが消極的になるんじゃないか、現れないんじゃないかと思うんですが、御見解を伺います。

○主査（出口成信君）技術管理課長。

○技術管理課長 今の i-Construction の活用工事があまり進んでいないという御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、ICT 施工を使うことによる効果としましては、作業効率のアップ、それから今土砂崩れとか、そういった危険もはらみますので、労働者の安全性を確保することも大事であると。それから、2024年4月から時間外労働規制がかかりましたので、そういった意味でも作業の効率化、労働時間の短縮化ということで、本市としましても、ICT 施工を積極的に活用したいという方針は、引き続き思っております。現実的に、確かに21件と、全体の工事の中で少ないということですけども、我々としても積極的に事業担当課へ予算確保と同時に、積極的に活用いただくよう、周知を繰り返しお願いしているところです。以上です。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）ぜひ、今後とも根気強く原課、特に都市整備局になるのかなと思うんですが、積極的な活用をどんどんお伝えいただきたいなと思います。

現場の技術系の社員、例えば、長年の経験であったりとか、感覚であったりとか、もちろん職人は、そういうのも大事なんですが、これから業界に入ろうとする若い人たちが、今までのような、いわゆる職人かたぎのような教育で順調に育てばいいんですけど、なかなかそうもいかないだろうということで、そういった面からも、ぜひ ICT をどんどん活用していただきたいなと思います。

先に交通局、今回も他の政令市の繰入額を伺ったんですが、例えば、仙台市は44億円繰入れで、繰入率が47%と、半分ぐらいということなんです。それだけ、やっぱり市民の足の確保ということに力を入れているんだなと思うんですが、私の持論は、市民の足の確保のために一般会計からの繰入れはやむなしとっております。だから、筋肉質な経営というか、それも理解できるんですけど、特に高齢化が進む地域、人口減少が進んだ地域にこそ、公共のサービスをとっておりますので、ぜひ、赤字にならないにこしたことはないんだけど、繰入れに関して、特段気にすることなく繰入れも含めた健全経営を進めていただきたいなと思います。

都市戦略局なんですが、空き家所有者、だから先ほどの答弁だと、結局、令和5年度は9件全部、流通させたという理解でいいんですかね。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 官民連携の事業でいきますと、9件再整備した、建て替えたといった

状況になっています。今委員が言われた流通という意味合いでいくと、こちらの官民連携以外にも、あとバンクとかマッチングとか、そういったものを行っております。全部含めると、流通でいくと172件、令和5年度で実施しているような状況です。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 170数件ということで、相当な数かなと思うんですが、これ何か行政評価とか、K P Iとか、そういうのは設けているんですかね。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** K P Iにつきましては、空き家の増加が予測されております。国の予測に合わせて、市もどれぐらい増えていくかといったことを想定しております。それを踏まえていきますと、年間500件の空き家の増加を抑制していこうと、除却とか流通とか活用といった意味合いですね、そういったことを目標にしております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 170数件というのはなかなかの数かなと、ぜひ頑張っていたいただきたいと思うんですが、一方で、例えば市街化調整区域に、高齢化で独居老人が最後施設に移ったり、お亡くなりになったりして、空き家になるというケースがやっぱり多いと思うんですけど、区域区分の見直し、それに関連する居住誘導ですね、そうすると、市街化調整区域の空き家の建て替えであったり、あるいは流通であったりというのがなかなかやりにくくなる。要は、裏腹のことを、同じ局が政策としてやっている気がするんですが、それについての見解を伺います。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 空き家対策につきましては、安全・安心を守っていくといったことを一番の目的ということで対応しております。市街化調整区域につきましても、先ほどのバンクとかの関係については、市街化調整区域でも情報は載せるといった形にしております。

ただ、先ほどの官民連携の関係につきましては、町なかで、まず地元から情報をいただいておりますので、そちらは建て替えといった形を想定していますので、市街化調整区域外ということで区域を設定させていただいております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 町なかは、そうやって建て替えということなんですが、やはり私の地元もそうなんですけど、市街化調整区域の空き家がやはり目立ってきているなというところで、かといって、区域区分の見直しで、ある意味、市民に対してはマイナスなイメージを、さらに与えちゃったので、市街化調整区域の空き家で苦戦しないように、そこはもう担当の部署が頑張ってくださいしかないのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど御答弁いただけなかった、資料をお持ちでなかった、田んぼのど真ん中に境界があるということに関して、資料は間に合っていないですね。

**○主査（出口成信君）** 都市計画課長。

○都市計画課長 すみません。職場へ帰りまして確認をしたんですけれども、委員が言われまして田んぼの真ん中で市街化区域、市街化調整区域の筆界があるかという、そういった視点での集計はなされていないというところでございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）先日、具体的に御相談申し上げた図面は、確かに田んぼのど真ん中というか、真ん中に市街化区域と調整区域の境界があったかに思うんですが、もう一度確認させてもらえますか。

○主査（出口成信君）都市計画課長。

○都市計画課長 すみません、御相談いただいた朽網地区でなくて。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）長尾。

○主査（出口成信君）都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課で御相談いただいた案件ではないと思うんですけど。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）開発指導課かな。

○主査（出口成信君）開発指導課長。

○開発指導課長 先日、御相談があった長尾は、開発許可を出したところは、たしか市街化区域だったと思うんですね、その周りもある程度市街化区域だったと思います。以上です。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）いただいた図面では、市街化区域がたしか赤色で、調整区域が何も塗っていないところじゃなかったかなと思うんですが。

○主査（出口成信君）開発指導課長。

○開発指導課長 そうですね、そのとおりです。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）同じ農地なんですね。同じ田んぼで、大体半分ぐらいまでが市街化区域、残りが市街化調整区域という、要は、特に地主が別だった場合、これは農業問題にも関連してくるんですが、やっぱり農業者の高齢化が進んでいて、なおかつ後継者がいないとなった場合に、この部分の農地はもう耕作できないなということで、例えば、他人に任せたりとか、あるいはもう耕作放棄地になったりするんですね。市街化区域であれば、この田んぼ、自分じゃできないなということで、事業者に来てもらって、そこを開発して、売却するということが出来るんですが、その隣の田んぼ、農地に関してはそういったことができないと。

これは都市計画上、そうであるかないかによって地主の運命というか、人生が大きく変わってくるんですね。そういった都市計画についてどういう御見解をお持ちかなと思って、お尋ねします。

○主査（出口成信君）都市計画課長。

○都市計画課長 区域区分の設定の基本的な考え方なんですけども、これは歴史で言うと、昭和45年に、初めて北九州市で当初線引きをやっています。このときの考え方なんですけども、基本的には、その時代での人口密度の高いところ、具体的にはヘクタール当たり40人以上の、今で言うD I D地区というところですね、そういったところと、あとは市街地に近接しているところで、一団のそういった区画整理事業とかそういった開発の見込みが確実なところ、こういったところを当初市街化区域ということで線引きをしております。

基本的に線引きするときの境としましては、道路、河川、鉄道、こういった明確な地形地物で線引きをするというのが基本となります。ただ、場所によっては、そういったところがないところもありますので、こういったところの、より難しいところについては、例えば、町界とか、あとは筆界とか、こういったところで当時線引きがなされております。ですので、今委員が言われています田んぼの真ん中に線が引かれているというのは、もしかしたらそういったところで、当初の線引きのところで筆界とか、何かそういったところで線引きがなされているのかなと、ちょっと想定はされるんですけども、場所によっていろいろ御事情があると思います。あとは、例えば、田んぼの地権者、当時の方が市街化区域編入、調整区域、反対賛成、いろいろ御意見がありますので、一定御意見も踏まえながら、筆界で調整しているというところも考えられます。すみません。以上です。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）基本的には、だから、そういった原則もあって線引きしているんですけど、片一方は、そうやって宅地になるわけですよ。だから、本当に市街化の中心から放射状に、波紋状に、上から見ると住宅地の外れに田んぼがあって、その田んぼの一部が市街化区域のままであるわけですよ。じゃ、農業できないよということで、要は自分の資産を売却して、そこに住宅地が広がると。

これは、コンパクトシティの概念からは逆行する動きになると思いませんか。

○主査（出口成信君）都市計画課長。

○都市計画課長 コンパクトシティ、言われるとおり、人口減少が進む中で開発とかで、市街化区域を無尽蔵に広げるというのを、慎重に考えていかなければならないということが基本的な考え方でございます。ただ、地域によっては、住宅開発がなされる場所、例えば、居住誘導区域になり得るところ、バスの幹線沿いとか、そういったところについては、関係法令とか、上位計画とかも併せながら、慎重に検討していくというところがございます。ただ、今言われる、地域地域でいろいろ御事情がありますので、そこは、また、地域の事情を見ながら、適切に判断をさせていただくという形になるかと思っております。以上でございます。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）要望なんですけども、そうやって、ある程度関係法令であるとか原則にの

っとなって、都市計画というか線引きしているんでしょうけど、やはりそこには、それぞれ市民の暮らしであったり人生であったり、いろんな事情があるわけですね。だから、地域地域で事情をよく酌んで、単に関係法令とか、要は机の上での線引きするんじゃなくて、もう一回そこは、例えば、農政とか、あるいはコミュニティーとか、何かそういう人々の暮らしに寄り添った線引きをぜひ心がけていただきたいんです。これ要望です。

次、容積率の緩和に関してです。数年かけて周知もしてきたことから、地価が上昇している。これはもう非常にいいことかなと思っていますが、一方で、地価が上昇することによって、当然投資額も上昇してしまうというところなんですけど、まず伺いたいのが、この地価の上昇というのは、先日発表されていましたが、特に福岡市なんか目覚ましいんですが、毎年ですけど。そういった国全体に言えることであるんですが、先ほどの御説明だと、やはり容積率の緩和の効果が特に、先ほど御説明いただいた魚町一丁目であったりとか紺屋町であったりとかというのは、確実にそれが要因ということで理解してよろしいんですか。

**○主査（出口成信君）** 都市再生企画課長。

**○都市再生企画課長** 先ほどの評価は、私の評価ではなくて、西日本新聞の記事にもありますけども、不動産鑑定士の方が、これはリビテーション受けて、再開発が活発になるだろうという期待感があるということで、私たちも、そこは客観的にそういうことだと受け止めております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 承知しました。B I Z I A小倉、個別の物件に関して、あまり根掘り葉掘り聞けないし、御説明も限られるかと思うんですが、関係者の方と、もし日常的にやり取りしているのであれば、テナントの申込みとか見通しとか、そういうのはまだ分からないですかね。

**○主査（出口成信君）** 事業推進課長。

**○事業推進課長** B I Z I A小倉のテナントの見通しというところでございますけれども、現在、いろんな事業者からの相談を受けているとは聞いております。今のところ、85%ぐらいの入居率は見込めるんじゃないかというところは伺っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ということは、順調だと理解したいと思います。ありがとうございます。

おでかけ交通についてなんですけど、民間に委託しているということで、民間は、当然赤字じややりませんということになろうかと思うんですが、かといって、市民の足を守らないといけない。例えば、制度上、交通局にお任せするということはできないんですか。今やってくれている民間のことはちょっと置いて、できるかできないかでいくと、どうなんですか。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 今、おでかけ交通をやっているところは、主にバス路線が廃止されたところとかで、やっぱりバスの需要がなくなってきているところではございます。今、タクシー

事業者と地域と市で、3者一緒になって事業に取り組んでいるところでございます。

エリアも、若松区とかで、交通局のバスの小型化の車両でお買物バスとかも運行していただいておりますので、そういう形でありましたら、今もやっているところでございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 先ほど交通局にお話しした一般会計からの繰入金も関連してくるんですが、結局、民間にお任せすると、民間は一定の利益ものせないといけないんですが、交通局に関しては、最悪とんとん、あるいは実質的な赤字でもやれないことはない。嫌でしょうけど、そういう観点から、今の委託先をそのまま交通局にお任せするということが制度上可能であるのかどうか。だから、バスを使うということじゃなくて、同じ車両を使うとしてですよ。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 今のおでかけ交通は、市から委託しているというわけじゃなくて、交通事業者が、今運行に関しては主体的にやっております、それに市が助成金を出している形で運行しているところでございます。おでかけ交通を実施するときには、事業者をタクシー協会通じて紹介いただいて、実施しているようなところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** だから、交通局は参入しようと思えばできるということでもいいんですか。

**○主査（出口成信君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 今も若松の高台地区でお買物バスというのを走らせております。やろうと思えばやれるとは思いますが、例えば、経営の話と加えまして、どうやって運転者を確保するかとか、あとはバス車両を確保するかとか、そういった課題もちょっと整理していないといけないかなとは思ってございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 繰り返しになりますが、企業の利益も、企業にとっては大事ですが、私は市民の足の確保ということ、しかも、おでかけ交通を利用している地域というのは、多分、御利用者さんもそれなりに御高齢でしょうし、大体ユーザーさんも、ある程度固定しているんじゃないかなと思っています。

先日、御相談いただいたのが、そちらにも御相談しましたが、やっぱり高齢者の方で、ヘビーユーザーさんが1区間乗っても、500円とか600円とかというのは負担が大きいということ。それから、お買物に行つて重い荷物を持って、結局バス停で降ろされるんだけど、そこから家までが遠いと。以前は、運転手さんによってはこそっと家の近くで降ろしてくれていたと。でも、それも今はなくなっちゃったということで。例えば、法律の絡みはあるんでしょうけど、そうは言つたって人命優先ですから、特に夏場の暑い時期なんか、重い荷物を抱えた高齢の方が乗ってきたら、そこは御自宅の近くで降ろしていただけるといふようなことはできないかなと、ちょっとここで伺いたいなと思います。

○主査（出口成信君）都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 運行に関しては、やっぱり決められたところのルートで行きますので、ちょっと難しいというところがございます。以上でございます。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）法律、制度があろうかと思いますが、そこは引き続き課題として御認識いただきたいなと思います。

それと、移住・定住についてです。

これ、以前は企画調整局だったと思うんですね。東京事務所というか、首都圏のいろんな情報であったり、首都圏での活動と関連した移住・定住ということで、都市戦略局に移られました。例えば、東京事務所を含めた首都圏、もちろん日本全国なんですが、特に首都圏との東京事務所とかその他関係の方との連携というのは、保たれているんですか。

○主査（出口成信君）住まい支援室長。

○住まい支援室長 東京事務所との連携の話でございますけども、当然のことで、移住支援金だけで移住がなされるというわけではなくて、いろんな取組によって移住を総合的に進めていくということがございますので、首都圏での営業というか、御相談とかというのは東京事務所でもお受けいたしますし、全国各地から今相談、オンラインの相談とかメールの相談が多いので、今、U・Iターン応援オフィスと一緒に移住相談も受けていただくよう、今年度から取組をやっているというところがございます。東京事務所とかその他部署とも、連携は密に図っていかうと考えております。以上でございます。

○主査（出口成信君）西田委員。

○委員（西田一君）ぜひ、主に首都圏、やっぱり東京に人口を一定数取られていますんで、何とか東京からこっちに、また、戻ってもらうという動きをぜひ活発にしていきたいと思います。以上です。

○主査（出口成信君）ほかに。井上委員。

○委員（井上秀作君）市街化調整区域のことについて、先ほどの西田委員とは全く逆のパターンなんですが、周りが全部市街化区域なんですよね、住宅がばあっと取り囲んでいるのに、ど真ん中に調整区域がぽつんと残っていたりするところが何か所かあるんですよ。当然、そこを買われた方から、ここ開発できないんですかと。いや、できません、これ調整区域ですからと。何ですかと言われて、何でか分からないんで、私も役所で聞いたんですね。そしたら、もう事跡が古過ぎて、なぜここが調整区域として残っているのか分かりませんという話なんですよ。

そういうところというのは、救済という意味もあって、ど真ん中の調整区域ですので、そこだけは結構生い茂っていて、防犯上もあまりよろしくないなど。家が建たないから、何か小高い山みたいにはなっているんですけども、高い山でもないし、私は神社か何かが残っていてと思ったんですけど、周り見ても何も残っていないんですよ、そういうの。そういうところって、

北九州市に結構あるんですね。私、今小倉南区で2か所相談受けているんですけども。前の担当の方は、今後の市街化区域の見直しのときに、そういったところも是正できればと言っていたんですが、やっぱり、そのまんまほったらかされているんですよ。

北九州市にそういうところって、結構、探したらあるんじゃないかなって思っているんですよ。今後、市街化区域のど真ん中に調整区域が残っているとか、沿線のかい国道の周りが全部ずっと市街化区域になっているのに、ここだけ調整区域とかというところがあったりするんですよ。これって何か、今後手当てしていこうとかというのはないのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 市街化区域の真ん中に調整区域というところで、また、地域地域によって、事情が変わると思うんですが、一般的には、周辺から開発圧力がずっと取り囲んできて、時代時代で調整区域から市街化区域に編入をしてきて、真ん中だけ取り残されたという状況が通例的にはあります。直近でいくと、今年の7月に都市計画決定したところがあるんですけど、小倉南区のこれの木ですね、あそこの隣接するところでちょうど調整区域が、言われるとおり真ん中でぽこんと空いているところがあって、そこは今回、既成市街地になっているというところと、あとは地域からの提案で地区計画ということで、条例議案でも一部お願いをしているところなんですけど、そういったところは、今回市街化区域に編入しています。ただ、沼本町で言ったら、その中でも一部の地域だけ、やっぱりまだぽこんと残ります。

これ何でかということ、農振地域がかかっておりまして、我々市としても、ここを転用できるような形で進めていたんですけども、ちょっと言いにくいんですけど、現地を見ると、やっぱり違法建築物とかがあるので、こういったものがきちんと是正をされないといけないということで、農政部局からも指導が来ていて、そういった形で残っているということも、地域によってはあります。あともっと言うと、農振地域の中で農用地区域、そして農振地域でも一種地域、こういったものは、法律で基本的には農地転用ができません。こういったところが、周りの開発圧力の中で残っているというケースもよくあります。

地図上で見ると、委員の言われるとおり、至るところにありますので、こういったところについては法整備とか併せて、あと最近で言えば、産業経済局が地域未来投資促進法ということで、産業用地の絡みで規制緩和の中で、こういった農用地区域、今までできなかったことが規制緩和でできるようになったということで、業種は絞られますけど、そういった産業用地の創出ということで、規制緩和ができますので、こういった法律で活用しながら、市街化区域に編入していくことはできるかと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** 産業用地は分かるんですけど、住宅地なので産業に使えるものでもないし、そんなに広くもないし、結局家ぐらいしか建たないしということなんですよ。周りが全部もう住居が建ち込んでいて、何かそこだけが小高い丘みたいになって放置されているような

状況なんですよ。

ですから、今おっしゃられたように、例えば、そこだけ地区計画をつくって何とか建てられるようにしてしまうのかとか、そういうことでしか救済措置はないというような感じ、地区計画をつくるとしたら、その地域の方の多分4分の3ぐらいの賛成は必要ですよ。それが集められれば、そういう動きをそちらでしていただけるという御理解でよろしいのでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 都市計画課長。

**○都市計画課長** 井上委員が言われるとおり、当然区域で開発する場合、今言われた地区計画がございます。ただ、地域の賛同とかもありますし、いろんな地域で御相談受けます。地域に入っていくと、やっぱりいろんな考え方の方がいらっしゃって、賛同される方もいれば、反対される方もいらっしゃいますので、御相談いただければ、我々は協議をしたいと思っていますので、また、よろしく願いいたします。

**○主査（出口成信君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** もう一点です。これは、調整区域の話ではありません。市街化区域なんですけれども、福岡の方が八幡東区の山の上を相続されたんですね。ただ、行ってみると、何でもここが市街化区域なんだろうというようなところだったんですね。その方の家が、まさに囲繞地状態なんですよ。ここに家があつて、この家は道路と接しているんですけど、その方の相続したところは囲繞地になっていて、この家の横を通らないと道路に出られない。だから道路に接していないんですね。

私も、知り合いの不動産屋さん何件かに聞いて、何とか買い取ってもらえないかという話はしたんですけども、道路に面していないから無理ですというような話で、全部から断られました。その方は、自分たちはお金も要らないんで、固定資産税取られるだけもったいないんでということで、市に寄附したいんですがと言っても、いや、市も要りませんと、その土地はということで、今完全にそういうのが宙に浮いてしまっている状態なんですね。

御存じでしょうけど、仮にこれ相続放棄したとしても、もう相続放棄できないんですけど、3か月過ぎてから。だけど、仮に相続放棄したとしても、相続放棄者も管理の義務は生じるんですよ。じゃ、管理の義務を国にお任せすると言ったら、これすごいお金がかかるんですね、国がそれをやるとなると。じゃ、今後、多分そういうところがたくさん出てくると思うんですけども、市としては、そういうことに対しての何らかの手当てというようなのを、局の中で今考えたりとか、これたくさん出てくると思います、これから。そういうのっていうのは、何か考えていることはないのでしょうか。

要は相続空き家ですよ、売れないと。市も引き取ってくれないと。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 相続放棄した空き家の取扱いなんですけども、こちらについては、私たちが頭を悩ませているところでございます。ただ、相続放棄したものについては、昨年の法

改正で民法も変わりました、市が、利益者として相続財産管理人制度を活用できるようになっております。ですので、まずそういったところを活用して行って、危険を回避していくといったことができるかなと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** その制度にお金がかかりますよね。それがかなり高額になるので、いや、そんなお金払えませんという話になってしまって、皆さんやっぱり困っている状況なんです。これは国の法律なので、どうしようもないんですけども、改正されて相続空き家、相続放棄したそういうところに、しょうがない、国に少しお金を払って行ってとできる人はいいんですけども、かなりそれが高額なので、その制度も、正直絵に描いた餅みたいな制度なんです。ですから、そこを本当は市で、市有地として引き受けていただくというのが一番いいんですけども、どちらかというと今、市は市有地を売却してお金にしようという方向になっていて、そういうところを相続した人は、本当に貧乏くじ引いたという状況になってしまっています。恐らく皆さん方もそうなる可能性もあるし。ですから、今日すぐこれに対しての答え出してくださいと言っても皆さん方も困るでしょうから、今後の課題として、こういう土地が出てきたとき、どうするんだという話ですよ。

これからたくさん、八幡東区の山の上とか門司側の山の上とかって相続した人、多分大変ですよ。でも、不動産屋は私何件も当たりましたが、全く買い取ってくれません。これは無理です。じゃ、そういうところがどんどん増えて行って、それが、また、皆さん方が放置空き家として認定してしまうと、めちゃくちゃ固定資産税が上がったりとか、いろんな弊害が生じてくるわけですよ。ですから、そういったものを今後どうしていくんだということは、ぜひこれから局の中で勉強して、何らかの方策というのを考えていただきたいということを要望させていただきます、終わります。

**○主査（出口成信君）** ほかにありますか。渡辺委員。

**○委員（渡辺均君）** 先ほどの西田委員のちょっと補足か、私の意見も含めて述べたいと思いますが、やっぱり北九州市は、いろいろな住宅密集地であり、高齢社会が進んでいる町と、いろいろあります。

先ほど西田委員が言ったのは、ほぼ当たっていると思うんですけど、我々が住んでいる小倉南区、合馬にしろ、平尾台の裾野にしろ、小倉は貫山の麓であり、昭和池の麓であり、いろんな場面での買物困窮者という位置づけをすれば、多くの高齢者が住んでいるんですけども、このおでかけ交通で、さっきこの場面で降ろしていただけないだろうかとか、昔の西鉄バスは50～60年前、私のところの近くに西鉄バスがあったときには、途中で手を挙げれば降ろしてくれたと、昔のよき時代はあったんですが、そういう意味で西田委員も質問したんじゃないかなとは思っておるんですけども。

おでかけ交通に乗る方、町なかと田舎に住んでいる方たちは、田舎に住んでいるからおでか

け交通という位置づけになると思うんですけども、買物困窮者であったり、病院に行ったりする方の手助けする交通機関とは思うんですが、そのときに考えるべきことは、やっぱりケース・バイ・ケースで場所を交通局がよく見極めて、その間に、もしそれが一定のところのバス停であるのであれば、100メートル単位でバス停をつくっておけばいいわけですよ、それを交通局で修正してですね。降りる方は、そこで降りなければ通過すればいいわけですから、そういうことによって、買物困窮者であり、老人に対して優しい交通機関になるんじゃないかなと。

やっぱりケース・バイ・ケースで見ていただかないと、門司であり、小倉南区であり、八幡東区とか戸畑区とかというのは住宅密集地ですから、それぞれバス停は設けてもいいと思うんですけども、そういう交通網の把握をしていただいて、そういうバス停のつくり方というのを考えていったらどうかなと思っております。それは今後の課題にさせていただければと思います。

次に、中心市街地活性化ということで、私ども7月に、神戸、岡山、姫路と行政視察に行かせていただいたんですが、ウォークブルというんですか、歩き方で活性化のまちづくりみたいなもので、随分町を見せていただいたんですけども、どこの都市もそれぞれ5年、10年のスパンの中ですばらしいまちづくりができていると痛感して、見て回ったんですけども、まちづくりにはどうしても中心になるものが、姫路であれば、姫路城を中心に枝を含めてまちづくりをやってきたとか、岡山市に関しては、市役所を中心に飲食店と歓楽街と商店街を区分分けしてまちづくりをやってきたとか、随分すばらしいまちづくりができると思ったんですが、それを我がふるさと北九州市に置き換えて、小倉駅に置き換えてお話をさせていただくと、一昨年、昨年と、且過の火事を含めて、魚町の火事を含めて3度大火に見舞われました。これを考えると、まちづくりは50年、約半世紀前からずっと小倉駅周辺のまちづくりは、新幹線の開通に伴って随分と議論してきた、時を経てきたかなと思っているんですけども、要するにまちづくり三法というものを北橋さんの選挙ときに柴田さんと戦って、このまちづくり三法をぶら下げて柴田さん出たんですけども、当時落選しましたんで、その夢もかなわなかったんですが、その間、中心市街地活性化資金として魚町の周辺と黒崎の周辺の整備を、アーケードとか歩道とか随分やり替えをやってきたかなと思っています。

それで、この3度の大火に見舞われて、まだ老朽化の家屋が随分ありますし、さっきお話をしていたように、幾ら容積率を上げてやっても、地べたが広がらなければ、まちづくりの糧にはならないんじゃないかなと、一つ考え直せばですね。そして地面を持っている方、そして家屋を持っている方、入居している方、これが三つどもえになってまちづくりのいろいろな妨げになっているんじゃないかなというのが、この歴史かなと思っていますが、まず、今日一番言いたいお話は、彩りあるまちづくりということで市も提案をして、中心市街地活性化に向けての取組をやっているかと思っておりますけども、思い切って小倉駅から地下街を掘ってやり替えると。今から5年、10年かかって、やっぱり提案をしてそれぐらいの施策をやらないと、上に建っている家屋、魚町銀天街であり、且過周辺であり、一部は、且過は今から新しくなりますが、全

てのものが、戦前戦後の地主、また、家屋を借りている方たち、それぞれのいろんなしがらみがあって、どうしてもこの50年の中で、まちづくりが進展していないというのが今までの時代の流れかなと思っております。どうか毎年毎回、2年に一度、4年に一度、いろいろまちづくりをやろうということで取りかかって行政やっておりますけども、何かインパクトのあるまちづくりができていないんじゃないかなと思っております。

それで、地下街という大胆な発想の中でやれば、下に潜れば上が空いてきますので、十分に行政の力が発揮できるまちづくりができるんじゃないかなと考えたものですから、都市戦略という局が今度新たにできましたんで、これを機運に、これぐらいの大胆な発想でまちづくりをやってほしいなと思いますので、これは要望として終わらせていただきます。以上です。

**○主査（出口成信君）** ほかに質疑ありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** 一つ忘れていました、すみません。

先ほど出口委員がおっしゃっていた城野の案件ですね。すみません。私、委員会へ途中から入ってきたもので、たしか陳情が出ていたと思うんですが、陳情に対してどういった対応をされたのか、教えてください。

**○主査（出口成信君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** 今おっしゃられました陳情は、昨年度の話ではなくということでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 令和5年6月5日に受理されています。陳情第149号ですね、建設建築委員会に付託されているんですが。

**○主査（出口成信君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** その件につきましては、昨年度の8月に陳情の審査をしていただきまして、市からも答弁させていただいている次第なんですけど、その流れから、午前中にお話ししましたように、その後、今年3月に、入居者の一部の方と事業者の東宝ホームと北九州市が立ち会って現地調査を行って、その報告を事業者である東宝ホームが3月に出されまして、市がその内容を確認したということでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** すみません。私、このときいかなかったもので、今ばたばた読んでいるんですけど、民民の話ではありますが、当然、陳情も出ていますし、いろんな調査されていると思いますんで、ちょっと確認させていただきたいのが、要は、これぐらいのスペックですよと言って、そのスペックに応じた金額で販売しているんだけど、そのスペックではなかったということなんですよ。となると、当然、販売価格については少なくともうそついていたんで、何らかのお返しをしないといけないんですが、今現状どうなっているんですか。裁判の情報とかは御存じですか。

**○主査（出口成信君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** 昨年の陳情の際には、確かにお話の中で、例えば、断熱材が計画していたものよりも少ないとかという話がありました。我々としては、低炭素建築物というものの認定がありますので、その基準に合っているのかどうかとか、そういったところを確認しております。ですので、今回、先ほど申しましたように、3月の現地調査の後で、薄い状態ではあるんですけども、事業者の計算結果を我々も確認したところ、当時の低炭素建築物の基準には適合していることが確認できましたので、法律的には当時の基準を満たしているということが分かったんですけども、確かに、その薄いという部分につきましては我々も事業者に、じゃ、法律は満足していますけれども、契約上どうかということもありますから、その辺の御対応は考えられたらどうですかと申し上げているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 別に僕、市を、皆さんを責めるとかそういうことじゃないんですよ。これ事業者が悪いんであって。だから理解としては、レクサスですよと言って売ったんだけど、買ってみたらカローラだったみたいな話なんですね。でも、法律上は、普通にぬれずに遠くまで運びますんでオーケーですと、多分そういうことなんだと思うんですが。

これね、下手すりゃ、詐欺罪とか背任罪に問うてもいいんじゃないかなと思う事案なんですよね、御存じだったら教えていただきたい。陳情者は、警察には相談していないんですか。刑事告訴とかはしていないんですかね。

**○主査（出口成信君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** 私どもも、その辺の内容に関しては特に情報を持ち合わせておりません。

**○主査（出口成信君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 分かりました。すみません。以上です。

**○主査（出口成信君）** ほかに。浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 私からは、初代門司駅の遺構についてお伺いいたします。

12日の午前中の本会議で、自民党の中村義雄議員が質問されました。ちょうど私、その日は病院に行って、午前中欠席して午後からの出席で、次の日の新聞記事を見て、今少し質問しますけども、当日の質問内容でありますけども、遺構を見られるようにしてほしいという声があり、寄り添った対応ができないかという中村議員の質問に対して、局長は、遺構を一部移築して保存している他都市の事例を挙げ、市民の声に応えるため、事例を参考にどういったことができるか考えていきたいと応じて、移築保存を含めて検討する考えを示したという記事があるんですけども、検討されている内容について、詳しく教えてほしいんですけども。

**○主査（出口成信君）** 事業推進課長。

**○事業推進課長** 門司港地域複合公共施設整備事業の遺構の取扱いについてです。

我々、市民の皆様とかいろんな学会、学者の方とか、いろんな御意見いただいています。そういった市民の皆様のお思いというのに寄り添った形、どういうことができるかということで、

市民の安全・安心が第一という考えの下、現計画どおり進めていく方針に変わりはないんですけれども、例えば、鉄道史に関する展示、どういう見せ方をするかとかといった、そういった在り方などについては、事例の今情報収集をしているというところがございます。そういったところで、我々としましても予断を持つことなく、しっかりと検討を進めてまいりたいというところで答弁しているところがございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 私も市民の声に寄り添うのは賛成でありまして、こういった問題でありますから、しっかり市民の声に寄り添って検討していただいて、計画どおりに進むことを要望しておきますので、まず、これだけお伝えをしておきます。

次に、交通局についてお聞きしたいんですけども、8月8日付で交通政策についてということで、市営バス事業の現状、ダイヤ改正の実施等についてという報告がなされました。まず、市営バス事業の現状ということで、令和5年度は5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類になったものの、乗合収入が令和元年度と比較をして、約2割減少して推移しておるということで、コロナ前の水準にはまだ回復していないということが現状で上げられています。特に、乗合バスの全体の現状ということで、令和5年度は乗合バス全体として、100円の収入を得るのに123円の費用を要するというところで、大変厳しい状況にあることが報告されています。

今回、9月1日からダイヤ改正が行われて、平日の全体便数が約9%減便になったわけでありまして、目的として、やっぱり深刻な運転者不足によって現行のダイヤの維持が困難になったということで、このダイヤ改正、減便をしております。運転者の不足の状況が、必要な運転者の数が171名に対して、今26名、全体で15.2%不足をしているということで、こういった中でこれまで対応してきたのが、貸切りバス事業の一部の制限、他社への振替、そして運行管理者の職員が乗務をして応援勤務に当たったり、正規職員の緊急採用、そして運転者の休日出勤等で今対応している。ただ、自動車運転手の改善基準にぎりぎり触れるか触れないかというところで、今営業されている、大変苦勞されていることがうかがえます。

どのバス業者も、そういった状況にあるんですけども、1つお聞きをしたいのが、運転者不足になった要因についてどのように分析をされているのか、そして今後の運転者確保に向けた見通しについてお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○主査（出口成信君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** 運転者不足に至った原因といたしますか、それと、今後の見通しということについてお答えさせていただきます。

全国的にも運転者不足というのは、もう数年以上前から深刻な問題ということで、各事業者が苦勞されているということでございます。私ども交通局といたしましても、採用はするんですけども、辞めていかれる方の数も多いということで、昨年度をしてみますと、14名採用したんですけども、19名ぐらいの退職ということで、入るよりも出ていくほうが多いというこ

とで、運転者不足に拍車がかかってきたということでございます。

その原因でございますけれども、2024年問題と取り沙汰されております、働き方改革でございます。やはり拘束時間が長い、それから賃金の問題もでございます。それとあと、自動車の二種の免許の取得者も減ってきているということで、総体的にバスの運転者になろうという方が減ってきていると。あと、運転者の高齢化も進んでございますので、そういったのも、我々交通局も同じような状況でございます。現在、8月に報告させていただいたような数字になっているということでございます。

ダイヤを減便いたしまして、9月以降、利用者の皆様には大変御不便をおかけしていること、誠に申し訳なく思うんですけれども、何とか改善基準を守って行って運転者の労働環境の改善、これを図っていききたいということで考えてございます。

今後の見通しでございますけれども、処遇改善も少しさせていただいたところでございます。それから、従前からSNSやバイトルとかインディードとかでの広告の求人に加えまして、いろんなイベントに出かけていったり、そういったところでの運転者の募集のアピール、それから今後の運転者確保に向けまして、バスの運転者体験会というのを考えてございまして、偶然にも福岡県からお声がけいただきまして、11月でございますけれども、合同で体験会みたいなのをしませんかという御案内もいただいておりますので、そういったところにも積極的に出かけて行って、PRを続けて行って、運転者の確保をしてまいりたいと考えております。

それから、直近で申しますと、9月1日付で3名ほど運転者を採用することができて、今、随時募集しているところでございます。10月1日付でも少し来ていただけそうな声もありますので、引き続き頑張ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** ありがとうございます。

もう一つ聞きたいんですけども、今145名の運転手がいるわけですけども、60歳以上から、70歳以上含めて何人ぐらい今おられるんですか。

**○主査（出口成信君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** 69名でございます。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 分かりました。70歳定年ということになれば、60歳以上の方が69名ですから、もう10年以内に60何人退職をされるということになるんですかね。

**○主査（出口成信君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** 一応、上限年齢を74歳ということにしていますので、もう少しございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** 大変厳しくなってくるかなというのがありますが、分かりました。

採用が追いつけばいいんですけども、大変厳しい状況になるかなと思って尋ねました。

1つは、ちょっと私の調べた資料で、大型二種免許の保有者でありますけども、警察庁が3～4年前に発表した内容で、2001年当時の大型二種免許の保有者、全国の保有者が約120万人いたわけでありますけれども、20年後の2021年には82万5,000人と、約7割まで保有者が減少しているような状況が報告されていますし、また、この82万5,000人のうちの、65歳以上が約46%、大体半数の方が65歳以上ということであります。そして、大型二種免許の交付でありますけども、2001年の1年間で、当時は1万7,192人が大型二種免許を取得していたということでもありますけども、同じく2021年には6,562人、約3分の1しか大型二種免許を取る方がいなくなったということでもありますし、日本バス協会が発表した内容によりますと、現在の路線が維持された場合、2030年度で、全国で約3万6,000人の運転手が不足するという試算が出ています。

今後、さらに運転手の不足が深刻化するわけでもありますけれども、運転手が減っていくと、路線の減便、事業の廃止もありますし、そういったことで市民生活に影響してくるわけでもありますけども、やっぱり車を運転できない方、持たない方、特に子供、学生、高齢者含めて、市民生活に大きな影響が出てきますし、この町の活性化についても、物すごく影響が出てくると思います。社会インフラでありますので、しっかりこれを守っていかなければならないということでもありますけども、それぞれ皆さん、事業者はいろんなことを試行錯誤して確保に向けていますけども、一つ紹介をしたいのが、先ほど、運転手の体験をする機会を設けて採用に結びつけていきたいということなんですけども、西鉄バス北九州も、ここ何回か前からモノレールの車庫を借りて体験して、結構応募者も、体験する方も多くて、採用にも何人か結びついたような効果も現れています。

先日、県の交通担当の講演を受けたときに、私から要望として出したんですけども、福岡県の免許試験場のコースを借りて、そういった体験ができないかということを経営者にも検討してくれということ要望していますけども、北海道の北見市路線バス運転体験合同就職相談会inオホーツクということで、今年の6月29日土曜日に開催しております。場所が北見運転免許試験場ということで、主催者が、北海道オホーツク地域等公共交通活性化協議会が主催をして、協力しているのが北見地区のバス協会、それと北見運輸局の運輸支部、そして北海道警察北見方面本部が協力しながら実施をして、採用活動しているわけですけども、本市においても、そういった試験場を利用しながら、西鉄バスとか市営バス、共同でこういった活動をできないかなと思ってはいますけども、どなたか考えがあるなら、ちょっと聞きたいんですけども。

**○主査（出口成信君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** 浜口委員から先日も、そのようなお話いただいております、県の免許試験場には問合せをしてみようかなと考えてございますし、西鉄が先進的にやられていますので、いろいろお話も伺いながら、一緒にできるところはやらせていただきたいと思いますと考えてございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** ありがとうございます。労働条件を上げるのも大変厳しい、いきなり上げるのもコストがかかりますので、なかなかそういったこともできないような中で、いかに乗務員を確保していくかというのがあります。これも一つの方法だと思いますので、ぜひ実現をしてほしいなということを要望しておきます。

もう一つ、最後の1問でありますけども、ユニバーサルデザインタクシーの導入について少し聞きたいんですけども、令和元年4月に、国が移動の円滑化の促進に関する基本方針を改正して、このユニバーサルデザインタクシーなどの福祉車両の導入目標を上方修正しました。私は障害者の方や車椅子使用のみでなく、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及促進をしてほしいと要請して、令和元年の12月議会で質問いたしました。この質問に対して、市の答弁では、北九州市は、令和元年8月に北九州市障害福祉団体連絡協議会からこの要望を受けていますし、北九州市はタクシー協会からも、国や福岡県などの補助制度と併せて、活用できる制度の創設について要望が出されたという答弁がありました。その後、タクシー協会とも連携を取りながら、国、県がそれぞれ1台ずつで60万円の補助と併せて、北九州市独自の補助制度1台20万円の補助を令和2年に設けて、普及促進に向けて取り組んできているわけでありまして、今現在どれぐらいの普及率になっているのかだけ教えてください。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** UDタクシーの今現在の導入状況でございます。今、市内243台で、全体の導入率でいくと約10%程度でございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 浜口委員。

**○委員（浜口恒博君）** ありがとうございます。かなり進んできたなと思いますけども、国の方針は、全体の25%程度のタクシーに導入したいというのがありますので、今1割ちょっと超えたぐらいだと思いますけど、さらに努力をしてほしいと思います。よろしく申し上げます。以上で終わります。

**○主査（出口成信君）** ほかに。河田委員。

**○委員（河田圭一郎君）** 私の町内の、これはもう10年までなりますかね、その家で殺人事件があつて、これがもう10年近く放置されたままです。もう木が覆いかぶさって、戸畑区の空き家対策にも電話したんですが、この家庭の方たちはみんな財産放棄しているから、財産放棄した近所の方が1人おられますので、そこに話をしてみますと。説得してみても、この木を刈ってもらうようにしますということですが、財産放棄している方に、これまた、この家の樹木を切ってくれちゃうのと言えるんですかね。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 相続放棄している方に対して、木の伐採とかといった指導というか、お願いはできるのかということについては、基本的にはできないかなと思っております。

○主査（出口成信君）河田委員。

○委員（河田圭一郎君）そうした場合は、これは市でやってもらえるわけですか。戸畑区役所は、放棄した人のところへ根気強くお願いに行きますということやった。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 樹木の枝の剪定につきましては、もともとは、隣地を越した場合は隣の方が切ってもいいよといった形になっていたんですけども、枝とかといった形について、これまで切れなかった状況です。ただ、民法が変わりまして、告知なりをしていただいて2週間ほど置いて、何も無いということになれば切っていいような状況になっております。相続放棄したものに対してどうしていくかという、その案件案件によって、やっぱり違うとは思いますが、道路へ物すごく飛び出たりとかしている状況であれば、私ども空き家活用推進課とまちづくり整備課とも協議をさせていただいて、危険性がどんな状況かといったところも踏まえて、対応させてもらっているところです。ですので状況によって、市がやったりとか隣の方がやったりとかといった形になっております。以上です。

○主査（出口成信君）河田委員。

○委員（河田圭一郎君）道路に面してはおりませんが、住宅街の中にあるんですよ。そしてね、隣の人も、自分のところの家の木は切るけれども、隣のまではしたくはないと。その息子さんが自分のところの木は切っていますけどもね、こちらもう高齢者で、お母さんが施設に入りました。その隣も80歳以上の老夫婦で、近所は高齢者の方がいっぱいなんです。そういう中で、火事になったらどうしようとか、そういう不安もあっているんですけどもね、これ至急どうかかならんか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 委員がおっしゃっている場所の関係について、また、区役所とも話をさせていただいて、どういった対策が取れるかどうかといったことを協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○主査（出口成信君）河田委員。

○委員（河田圭一郎君）それとね、こういうふうには空き家で財産放棄した家というのは、こういうのはどういう位置づけになるんです。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 委員の御質問は、相続放棄した空き家は、どういった形で処理するよな形になるだろうかといったことでよろしいでしょうか。

○主査（出口成信君）河田委員。

○委員（河田圭一郎君）市の所有かどうか。

○主査（出口成信君）空き家活用推進課長。

○空き家活用推進課長 相続放棄したものについては、あくまでも、もともと個人の財産とい

うことですので、市のものでも何でも無いような状況です。

ただ、建物は今後、どんどんどんどん老朽化していくような状況になってきます。その所有者の方も、相続している方は誰もいないということになると、最終的には、やっぱり市が行政代執行なり、先ほどお話しした財産管理人制度等を活用してやっていくといったことになろうかと思われまます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 河田委員。

**○委員（河田圭一郎君）** ここはね、天籟寺のど真ん中、これは財産活用に出すのであれば、早く出してね、これ売れると思いますよ。しかし、殺人事件が起こったところやからね、これは厳しいかも分らんけれども。草は至急刈ってもらおうようにしてもらえんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 木の件につきましては、ちょっと区役所とも話をさせていただいて、対応を決めさせていただきたいと思います。

**○主査（出口成信君）** 河田委員。

**○委員（河田圭一郎君）** そういうことでお願いします。

**○主査（出口成信君）** ほかに。森本委員。

**○委員（森本由美君）** 数点お伺いします。

1点目は、工事の安全性の確保ということで、今年の1月10日に八幡東区で発生した下水道の掘削作業中にアスファルト等が落下して、1人が死亡しました。これについて、技術監理局として、上下水道局ではなくて、あえて技術監理局から見て、この工事についての問題点とか、今後の入札に生かしていくということができないのかなというのが1つです。

2点目は、ほかの方とちょっとダブっているんですけど、1つはモノレールの経営状況ですね、決算ということでお聞きしたいのと。長寿命化計画で車両更新がどういう見通しなのか、更新するののかについて確認をさせていただきたいと思います。

もう一点は、これもほかの委員からも出ておりますが、おでかけ交通の関係で、私がお聞きしたいのは、昨年度の実績で、問題もあっていると思うんですが、東谷地区の件です。ホームページにはいろいろ出ていて、バス停を新設したり、今度、また、バス路線、運行ダイヤを減らすということになっているんですけど、どういう検証をしてこうなっているのか、あと見通し、やはり持続性というのが必要だと思いますので、そのところがどうなっているのか。あとこれは、所管が都市戦略局かどうか確認をしてお聞きしますが、空き家というか、商店街の空き店舗だとかこちらにならないんですかね。私たちがハートフルの会派で東大阪の商店街にあるホテルというのを見に行くと、空き家の利活用ということではとてもいいと思っているんですが、都市戦略局に当たるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと最後が、交通局なんですが、これも懸念とか心配の声とか、いろいろ確認の質疑がありました。私としては、やはりバスというのは社会的なインフラなので、住民の方の移動の権

利というのを考えると、続けていただかなければいけないと思っているんですが、現場の運転手、職員の方からは、今ぎりぎりの状況で回すのが精いっぱい、今いる方も、ずっと働けるのか不安との声が上がっています。9月1日付で、運転手を3名採用されたということと、あと昨年度の資料を見ると、運転手は1人採用したということにはなっているんですが、今後の運転手の採用について、特に私は外国籍の方、外国人の方の採用も考える時期に来ているのかなと思っておりますので、それについての見解をお伺いしたいと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 検査課長。

**○検査課長** 委員の御質問ですけれども、死亡事故が起こった内容につきまして、今後の安全対策をどうしていくかということについて、私からお答えしたいと思います。

本年1月10日に、下水道の工事の中で水道管の切替え工事というのをやっておりました。お亡くなりになられた方は、水道工事をやられた方でした。この痛ましい事故を、技術監理局としても非常に重く受け止めております。

今後の対策なんですけれども、下水道工事の中で、水道工事の業者さんが入って仕事をしていたということで、同一場所で違う業者さんが混在して、同時に作業を行っていたという状況になっております。この場合は発注しました上下水道局が、現場の統括を執る責任者というのを決めなければいけないようになっております。統括安全衛生義務者というのを指名しなければいけないようになっていまして、その指名ができていなかったのではないかとということで、労基署から勧告を受けております。

この件につきまして、実際に発注者が北九州市であって、水道工事と下水道工事、それぞれ違う受注者に発注するという事は間々あることでして、その場合は、どちらが責任を持って安全衛生を統括してやっていくのかを、指名するようになっていまして、それをしっかり指名するよという事で、全市に向けて通知を発信しているところであります。以上です。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** モノレールの件とおでかけ交通の件をお答えいたします。

まずモノレール、経営状況だと思えますけれども、運賃収入が令和5年度20億3,700万円、前年度に比べて1.2億円増、運賃収入以外の収入が4億8,400万円、前年度に比べまして2,100万円増で、純損益は黒字になりましたが、6億4,012万円、3期連続の黒字でございます。

続きまして、車両更新ですけれども、開業から39年経過しまして、車両等設備の老朽化が課題でございまして、今年度、モノレールの車両を含めた設備更新につきましては、外部の有識者による経営検討委員会を立ち上げまして、議論しているところでございます。車両更新等につきましてはこの委員会の議論を踏まえまして、次期中期経営計画と併せて検討していくこととしております。

それとおでかけ交通、東谷地区でございます。運行のダイヤの変更でございますけれども、昨年10月に行っております。やっぱり利用状況がよくなかった便を減便しまして、それとあ

と、日祝日等運休にしまして、その分、経費がちょっと落ちたところもございまして、収支も改善して、今のところは収支とんとんでいっているところもございまして。引き続き利用促進に取り組んで、維持していきたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 空き家活用推進課長。

**○空き家活用推進課長** 商店街の空き店舗についてです。

基本、空き店舗につきましては産業経済局になろうかと。その店舗が危険な状態といったことになれば、また、空き家活用推進課といった形になります。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** 外国人の運転手の採用の件についてでございます。

交通局のバスの運転手の採用に当たりましては、国籍要件等は設けておりません。例えば、永住者でありますとか日本人の配偶者など、活動制限のない在留資格がある外国籍の方が試験を受けていただいた場合は、採用するという事は可能でございますけれども、現時点で御応募はございません。これら以外の外国籍の方につきましては、これまで、運送業に係る就労ビザは認めておりませんでした。これが本年の3月ですけれども、人手不足が顕著な分野において、外国人を受け入れることができる特定技能制度というのがございまして、これで自動車の運送業分野、トラックとかタクシー、それからバス、これらが追加されております。

今後、この特定技能制度に基づきまして、外国人ドライバーの採用も可能となるということですが、採用される方が事前に技能の試験、それから日本語能力、これがN3以上ということで、日常会話が必要ということです。それから、当然ながら、大型自動車の二種免許を取得しないとイケないとか、それからあと、在留期間が最長でも5年間ということで、まだ制限がございまして、採用しても5年間たったら戻っていかないといけないということ。それから、雇用する外国人の方について、我々雇用主が生活上であるとか、そういった支援を義務づけられておるといことで、我々も何らかのお手伝いをいろいろしないとイケないということなどの課題もあると聞いておりまして、現在日本バス協会を中心に、制度の運用に向けた準備が進められているということもございまして。

今後、全国的に運転者不足は深刻化していくことが予想されておりますので、外国人材の活用につきましては、先進事業者の取組を注視しながら、我々においても研究を進めていきたい、このように考えてございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。

まず、初めの死亡事故についてなんです、そうすると、技術監理局としては、この工事をやる時に統括安全義務者というのがいなかったということには、業者が言わなければ全然気づかないということになるんですか。ないままやってしまったということについては、どうなのかなと思うんですけども。

○主査（出口成信君） 検査課長。

○検査課長 統括安全義務者については指名するようになっていまして、それは指名していなかったというのを、上下水道局からお聞きしております。以上です。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） これは、技術監理局ではなくて、あと、詳細は上下水道局に聞いてくださいということになるのでしょうか。これ以上突っ込んでも駄目なのかなって。

○主査（出口成信君） 検査課長。

○検査課長 お聞きしているのは、指名していなかったというところまでで、どうして指名していなかったのかとか、その辺の詳しいことについてはお聞きしておりません。

○主査（出口成信君） 技術部長。

○技術部長 今回、労働基準監督署から上下水道局に、是正の勧告ということがありまして、それにつきましては、上下水道局から技術監理局に報告があつてございます。ですので、詳細につきましては、上下水道局に確認をお願いいたします。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 了解しました。では、次に参ります。

モノレールについては、経営状況は3期連続黒字ということで、ただ、懸念としては、やはり車体も古いし、あと都市整備局がやっておりますけれども、車両、更新をするかということと改修して使うかというところで、今後の中期計画なども変わってくると思うんですが、今社長も代わられたって聞いたんですが、どういうふうな見通しかというのは、まだ全然分からないということになるのでしょうか。協議はしているのでしょうか。

○主査（出口成信君） 都市交通政策課長。

○都市交通政策課長 先ほど申し上げましたとおり、経営検討委員会の中で今議論しておりますので、まだ具体的には決まっていない状況でございます。以上でございます。

○主査（出口成信君） 森本委員。

○委員（森本由美君） とにかく、安心・安全ということに関係者の方も心配しておりますので、ぜひそういう観点から、お金は必要かもしれませんが、長期的に見たら、安全に安心して乗れる公共交通であっていただきたいと思いますので、そういう観点で中期計画も策定していただきたいと、要望したいと思います。

それと、おでかけ交通なんですけれども、ネットで資料を探していたんですけど、どれぐらいの実績があるというのが、どこのページにあったのか探せなかったんですけど、東谷よりも厳しいところもありますし、もうちょっと乗っているところも、いろいろあるなと思いました。

東谷の場合は、ほかに公共交通とかな、本当に困ってしまう方がいらっしゃるのでも続けていただきたいんですが、最低限ここまでのラインじゃないと続けられないとか、そういった基準というのはどうなっているのかなということと、あとは利用している方から、やっぱり料金

が高いからねというお話がありました。一時、少し安くしているときもありましたけれども、今後ずっと乗っていただくということと、新設のバス停もできているので、もうちょっと利便性を高めたりとか、それこそ、ほかの方が言っていたみたいに途中で降りられるって、たしか交通局のバスはそういうところもあったと思うんですけども。何か手を打たないと、このままじり貧になってしまうのはまずいと思うので、ダイヤの変更以外に何か協議したことはあるんでしょうか。お聞きしたいと思います。

**○主査（出口成信君）** 都市交通政策課長。

**○都市交通政策課長** 東谷地区のおでかけ交通でございます。どこまでだったら運行しないとか、そういう基準はございません。持続できるように、事業者もそうですし、地域の方、市も一緒になって、まず利用促進に取り組んでいきたいということでございます。

やっぱり皆さんが利用しやすい運行ダイヤとかバス停の場所もございますし、そういうところを協議しながらいい形にしていくことが、維持していく上では大事ななと思っております。

守恒まで行く分もありますので、その分、ちょっとコストが高くなってるところございます。一時期、地元が300円というのを試行的にやったとは聞いております。利用促進ができますように、地元とも協議しながら取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** おでかけ交通、何とか協議会というところで検討した資料が、私がネットで探せたので何かあると思うので、過去の、昨年度の実績とかがもしあったら、後ほどいただきたいと思います。

それと、最後の市営バスについてなんですが、新しい特定技能制度の実習生が大型二種免許を持って、日本語ができて、コミュニケーションもできて、大型免許までには5年、もしできたとしても、それで運転する時期があまりにも短いので、現実的ではないと思うので、やはり永住権を持っている方、配偶者、また、ワーキングビザを持っている方に対するアプローチというのがどうなのかなって。結構外国の方がいらっしゃるんですけど、バスの運転手って一人も知らないんですよ、在日の方は別かもしれませんが。もうちょっとそういう方に対するアプローチ、募集しているんだよとか、そういうのが分かるような発信をしていただけると、全然選択肢に入っていない人がやってみようかということもあると思いますので、SNSとかでそのところの広報を工夫できないか。日本語はできるけど、英語ができる方もいらっしゃるかもしれないので、その辺はちょっと工夫をしていただきたいなと思うんですけども、そういう発信というのは、何か可能性がもっと広がるというか、できますでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 総務経営課長。

**○総務経営課長** 今委員がおっしゃられたように、特定技能でということになると、ハードルがかなり高いのかなということを感じています。今申しました永住権がある方をターゲットにということであれば、多言語で募集をかけるとか、そういったことは可能であるかなと考えて

おりますので、今後工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 何でそういうことを言い出したのかと言いますと、アメリカに行った方とか外国に行った方は分かると思いますけど、タクシーとかバスの運転手さんにそういう方がたくさんいらっしゃるんですね。だから、そういうことを発信すれば、もっと応募する方がいるんじゃないかと思っておりますので、努力をしていただきたいと要望して、終わりたいと思っております。

**○主査（出口成信君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** 私からは、先ほども少し議論がありましたけども、ボン・ジョーノについてちょっとお聞きしたいと思っております。午前中の出口主査のやり取り、また、先ほど西田委員のやり取りを聞かせていただいて、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

まず、この問題は今年の6月、建設建築委員会に陳情が上がってきて、その審査をさせていただきました。その中で委員の皆さんから、ぜひ立会いをやってはどうかといったようなお話があって、それに応えていただける形で、今年の3月に立会いがあったんだと思っております。まず、その立会いの中で、午前中のやり取りの中では、消防局からの指導などもあったというようなお話でありましたけども、陳情の中身のところで、断熱材の薄さの内容がありましたけれども、そのような箇所が見られたということなので、再計算となったんだらうと思っておりますが、これはやはり問題だったのかということ、まずお聞きしたいと思っております。

**○主査（出口成信君）** 建築審査課長。

**○建築審査課長** 昨年8月の陳情審査のときの内容としましては、それまでに、入居者の一部の方が自分の住戸の中で、調査会社に依頼をして測った数字があったんですけども、基本的にはその結果を基に、事業者である東宝ホームが計算をして我々に示していただいて、その内容では、当時の基準に適合していると確認が取れました。ただ、入居者の方から、事業者である東宝ホームが採用した数字が違うんじゃないかというような話もありまして、それが陳情審査の中でお話が出まして、その結果で今年の3月に、住居者の一部の方と事業者である東宝ホームと北九州市が立ち会った上で、事業者である東宝ホームが調査をして、その結果を基に再計算しようということになりました。そして、その事業者であります東宝ホームが、その調査の結果を使って再計算して、今年の7月の末に、その結果について、私ども北九州市が通知をさせていただいたところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** すみません。私は専門家じゃないから、この再計算という意味がちょっとよく分からないんですけども。立会いをして、その場所場所を確認していくんだらうから、実際に問題があるような箇所が見つければ、それは施工が十分にできていないということが確認できるんじゃないんですか。その再計算というのが、何かよく分からないんですけども。専門的なことで、我々になかなか説明しづらいことですか。

○主査（出口成信君）建築審査課長。

○建築審査課長 すみません。もともと、当初認定の計画で、例えば、この部分が、この厚みがあると想定していたのが、実際現地を確認してみましたら、少し薄いということがありましたので、それを皆さんで確認した上で、数字を少し下げたような状態で、きちんと皆さんに確認した数字で再度計算をし直したということです。その結果としましては、確かに数字が下がっているところはありませんでした。断熱材が薄いところがあったんですけど、当時の低炭素建築物の認定の基準には適合していたということが分かりました。少し断熱材が薄いという状態は確かにあります。ただ、今申しましたように、認定の基準には適合しているということが分かりましたので、そのことを7月に、事業者の方を含めて通知をしております。以上でございます。

○主査（出口成信君）泉委員。

○委員（泉日出夫君）それでは、改めて確認ですが、その低炭素住宅の基準は満たしていると判断していいということで、確認したということでもいいわけですね。

○主査（出口成信君）建築審査課長。

○建築審査課長 適合の基準には満たしていたんで、私ども、それで直ちに悪いということではないということは確認できたわけです。基準には到達していますということですね。ただ、もともとの計画の厚さに到達していない、薄い状態があるということは、そういう問題が残っていますよということは、ちゃんと伝えております。以上でございます。

○主査（出口成信君）泉委員。

○委員（泉日出夫君）この当初の計画の厚さを満たしていないということは、基準を満たしていないということなんじゃないですか。

○主査（出口成信君）建築審査課長。

○建築審査課長 いえ、もともとの計画はあるんですけど、当然、余裕のある計画だったと思われまので、当時の必要な認定基準には適合していたということになります。

○主査（出口成信君）泉委員。

○委員（泉日出夫君）余裕がある、そんな計画を売りにして、周辺の住宅よりも高価な金額で売り出すんですか。客観的に見て、建築審査課としてはどのように思われますか。

○主査（出口成信君）建築審査課長。

○建築審査課長 確かに、現実の施工としては薄いところがあったんですけども、先ほど申しましたように、基準には適合しているということですので、直ちにそれがおかしいということではないということですが、現実の計画とは異なっていますので、そのことについては、違っていますよということは事業者に投げかけて、今後どういうことを考えられていきますかということ、今事業者には投げかけております。

○主査（出口成信君）指導部長。

○指導部長 補足説明をさせていただきます。我々が今担当しているのは、あくまでも法律に

基づいて、ある一定水準を満たしているかどうかを判定するというものでございます。だから、断熱材の厚みだけが、薄いからということではなくて、その性能を満たしているかどうかなので、やっぱり幅があるということでございます。

だから、結果、当初これぐらいの厚みだったという予定が、場所によっては薄いところもあったということで、確認はさせていただきましても、法律で定める水準は満足しているというのを、市が確認したという状況でございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** この低炭素住宅、このボン・ジョーノにおいてはゼロカーボンシティということで、いわゆる基準よりも、さらに上限を上げて、その地域で施工してもらうということを、市は施工業者さんに話していたんじゃないんですか。

**○主査（出口成信君）** 指導部長。

**○指導部長** 今回はあくまでも、あそこの城野地区における市との協定も含めて、建物の求める水準というのが、今回の低炭素の法律に適合することというのが条件になっておりますので、その条件はクリアしていると。だから、今いろいろ言われていますけども、当初の水準は、それを若干上回る、高い数値で設定してあったというのが当初の現状でございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** そうすると、改めて確認ですが、市は立会いをやりました。客観的な観点から調査をして、いわゆる法律を満たしている。今回の基準を満たしているということで、全く問題なしということで理解をしいいわけですね。

**○主査（出口成信君）** 指導部長。

**○指導部長** 全く問題なしということではなくて、基準には適合しているんですけども、法律の中で、やはりいろいろなやり取りがありますので、法律の中で適正かどうか、適切に処置できるかということ、今後市が対応していくということになっていきます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 泉委員。

**○委員（泉日出夫君）** そうすると、これからまだ、引き続き相談者と施工業者との間で、市は中に入って、いろんな形で話を続けていくということなんでしょうか。

**○主査（出口成信君）** 指導部長。

**○指導部長** 市としては、事業者から申請を受けて、それを認定したという立場なので、あくまでも市が直接対応するのは申請者であります。住宅を買われた方は、本来であれば、住宅を買った元の事業者と直接やり取りするのが筋だと思っておりますが、そこに市が仲介に入っているということではなくて、市は、あくまでも認定に関して業者とやり取りをする。それを、今お持ちの所有者の方に対して併せて通知をしたり、相談を受けるという形で対応していくということでございます。以上です。

**○主査（出口成信君）** 泉委員。

○委員（泉日出夫君）そしたら、あくまでも申請者は施工業者ということなので、業者からの申請を信用するというか信じて、この基準を満たしているということで判断をしたということで、理解をしていいということですね。

○主査（出口成信君）指導部長。

○指導部長 申請内容を3者で、現地で確認した数値を用いて判断したということです。以上です。

○主査（出口成信君）泉委員。

○委員（泉日出夫君）分かりました。そういう理解をしておきたいと思います。

○主査（出口成信君）井上委員。

○委員（井上秀作君）今のちょっと関連。実はこのマンション、消防局から行政指導を受けていますね。そのとき何の陳情だったかという、実際、もう引渡しが終わっているのに、消防法上の違反部分については、入居者の人たちがやり直せというのが消防局から来ているわけですよね。ところが、実際は、その入居者からしてみたら、いや、東宝ホームがつくったもので、自分たちにやり直せって言われても困るよという陳情だったんですよ。私はそのとおりだと思ってたんで、それはやっぱり東宝ホームがせなやろうという話にはなったんですけども、ただ、法律上、もう既に所有権が入居者たちに行っているわけですから、その入居者たちに直せというのは、一応消防局としては、法律上のやり方なんで仕方がないんですという話だったんですね。だったら、私は、何で行政指導なんですかと、何で行政処分にしらないんですかと、これはかなり悪質ですよという話ししたんですよ。そしたら、行政処分にしても罰則規定がありませんのでというのが、一応消防局側の言い分だったんですね。

それはそれとして、私は、そのとき、たまたま口頭陳情とかに来られていたので、もうこれって、役所対入居者の方との話というよりも、どう見ても、民事上問題があるから、これは民事的に裁判を起こしたほうがいいと思いますよって、私、独り言と思って聞いてくださいと言って、入居者の方々が、その後、多分民事裁判、今されている最中だと思うんですね。

ですから、どちらかという、今おっしゃられた低炭素の基準は満たしていると、そのとおりなんでしょけれども、ただ、この厚みですと言って売っている。これは誇大広告ですよ。それこそ、さっきのレクサスとカローラの話じゃないですか、でしょう。カローラの性能しかないのにレクサスとして売っているわけですから、これは誇大広告なので、これについては、市としては、この低炭素の基準は満たしているけれども、やっぱり民事上は問題があると私も考えているので、これは民事裁判で白黒つける話なんじゃないかなって。だから、やっぱり東宝ホームは道義的にも、その売り方、やっぱり問題があると私も思うんですよ。本来はこれだけしかないのに、この厚さでの断熱材入れていますなんて言って売って、それ信じて買った入居者の人たちにとっては、これ詐欺みたいな話じゃないですか。だから、そこは、今後は民事裁判で明らかにしていけばいい話なのかなと思っていますから、役所としては、低炭素という

その1点については基準を満たしていたので、そこについては問題がないと、そういうことでよろしいですかね。はい、ですよね。ということです。

**○主査（出口成信君）** ほかにありませんか。三原委員。

**○委員（三原朝利君）** ちょっと短めに聞かせていただきます。都市戦略局について、小倉・黒崎・東田周辺まちづくり推進事業に関連して、黒崎駅周辺についてというか、もうクロサキメイト関連についてです。

クロサキメイト前の仮の歩道などの検証などいろいろと動き出している雰囲気も感じますが、そもそも民民の案件でありますし、行政が絡んでいくというのは、長年難しいものだろうなどは思いながらも、何か令和5年度以降、このクロサキメイトについて進展がありましたら、教えてください。

それともう一点、企業からの土地の引き当てが複数来ていると、これはもう本議会でもいろいろ議論されていると思います。都市戦略局においては、新たな土地の創出のためにいろいろ御尽力されている中で、先日、最終日に宮崎議員への御答弁で、学術研究都市において新たな産業用地創出に向けてと、これからやっぱり動いていかないといけないみたいな雰囲気の答弁がありましたが、新たな学術研究都市について、昨年からいろんな土地創出について動きがあったのか、その辺を教えてください。

最後の交通局について、私、昨日一般質問させていただきましたが、ちょっと角度を変えて、昨年度、企業の通勤に、ピンポイントで企業と貸切り契約ということで、例えば、駅から職場までとか、そういう貸切り契約の対応した例というのは、どういう形があったのかなというのを教えていただけたらと思います。以上です。

**○主査（出口成信君）** 都市再生担当課長。

**○都市再生担当課長** メイトビルの再生につきまして御質問いただきました。

令和5年度以降の進展はということなんですけれども、委員もおっしゃられたとおり、建物、土地、共に民間の所有者の方で構成されておりまして、市の考え方といたしましては、こういった所有者の方々におきまして財産活用についての意見を求めていただくことが、まず必要不可欠と考えております。現状、この意見集約を終えたという話を承知しておりませんので、現時点では、再生の見通しは立っておりませんが、市といたしましては、財産活用の方向性が示されましたら、黒崎の活性化につながるよう計画づくりなど、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

現状、メイトに限って申し上げますと、なかなかできることは限られているんですけれども、私どもはクロサキメイトも含めましても、やっぱり黒崎駅前周辺の町の活性化とか、まちづくりを考えていきたいと思っております。今後、黒崎地区におきましても、都市のデザインを策定していきたいと思っておりますので、そういった中で、住んでいる方のいろんな御意見だとか、黒崎エリアで働いている方々、また、訪れる方々の御意見を聞きながら、その中で、もし

ヒントになるようなことがあれば、メイトの地権者の方々との意見交換の場でも、そういう参考になるものは提供していきたいと思っております。以上です。

**○主査（出口成信君）** 事業推進課長。

**○事業推進課長** 学術研究都市の新たな産業用地の動きが、昨年からあったのかという問いにお答えします。

まず、今区画整理で創出しました産業用地がございまして、実は5年ほど売れていなかったというところもございましたが、昨今の半導体の動きもありまして、昨年度、PSMCというところが、その誘致というところに入ってまいりました。その中で、じゃあどうやったら、その用地が売れるのか、相手さんの要望に応えられるのかというところに関しましては、我々としましても、その土地を開発するに当たっては、例えば、県の環境保全条例の簡易アセスが必要になるのではないかとといったこともございましたので、産業経済局と協力、連携を図りまして調査等を行ったところでございます。

今、ASEジャパンというところが仮契約している状態でございますが、そこが本契約になりますと、今言われたとおり、ほかの土地はどこかあるのかということになりますが、そういったところにつきましても、我々、産業経済局と連携を図りながら、いろいろと協力して進めてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** 企業送迎の件についてお答えいたします。

昨年度、乗合バスではなく、その企業の専用の従業員の送迎のバスにつきましては、2社から受注をいただいております。いずれも、大体小倉駅周辺からその企業までという形で受注させていただいているところでございます。以上でございます。

**○主査（出口成信君）** 三原委員。

**○委員（三原朝利君）** ありがとうございます。

まず、黒崎駅周辺について、まさに本当そのような大きなエリアで動いていただけたらと思いますし、我々も聞かれたら説明をするんですけど、基本は民民なんですというところだと思うんですね。ただ、やっぱりそこに、どれだけ行政が間を取ってじゃないですけども、いかないと、本当これ進まないなというところだと思いますので、ぜひそこは引き続き御尽力していただけたらなと思います。

学術研究都市を含めた産業用地ですね、ぜひ産業経済局と協力しながら、昨日井上委員も言われていましたけど、ファブレス企業も含めて、ただ、やっぱり工場用地が必要なところもあると思いますので、引き続き御尽力をしていただけたらと思います。

最後、交通局について。例えば、そのときの送迎用の車というのは、バスですか。

**○主査（出口成信君）** 経営改善推進担当課長。

**○経営改善推進担当課長** バスです。

○主査（出口成信君）三原委員。

○委員（三原朝利君）バス、なるほど、そうなんですね、分かりました。じゃ、駅からその会社までということで、その会社が数社あったりということはありませんか。会社の乗り合いみたいなのはあったりしますか。

○主査（出口成信君）経営改善推進担当課長。

○経営改善推進担当課長 ありません。

○主査（出口成信君）三原委員。

○委員（三原朝利君）なるほど、分かりました。はい、オーケーです。

○主査（出口成信君）ほかに。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）すみません。先ほどから低炭素の住宅の件で、これは質問しません。要望させていただきたいと思います。

やはり住民の気持ちを考えると、それを許可している。実際測ったら、足りていないけども数値に入っているということで、市は、法律的には責任ないかもしれませんが、道義的な、倫理的な責任はあるんで、住民の説明を求められたら、やはり誠実に対応していただきたい。これから法的責任は、今裁判になっていますから、両者の言い分もあるでしょうけども、やはり協力すべきところは、住民に対してちゃんと説明責任を果たしていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

○主査（出口成信君）ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。

ここで、市長質疑項目の提出についてお知らせします。

市長質疑項目の提出締切りは、局別審査の最終日の9月26日木曜日の午後4時ですが、審査終了が午後3時以降となった場合は、審査終了の1時間後までとなっております。

なお、質疑項目については、お手元配付の様式により、随時事務局に御提出いただきますようお願いいたします。

また、質疑項目は当分科会の所管に属する事項とし、上下水道局及び交通局に関するものについては市長の権限の及ぶ範囲内でお願いたします。市長の権限が及ばないものについては、上下水道局長、または交通局長から答弁を受けることとなりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、各分科会から提出された市長質疑項目については、9月27日金曜日にタブレット端末のメールで各委員に通知しますので、併せてお知らせします。

9月24日は午前10時から環境局及び上下水道局関係議案の審査を行います。本日は以上で閉会します。

---

令和5年度決算特別委員会 第3分科会	主査	出口成信	㊦
	副主査	泉 日出夫	㊦